

EPAの「いろは」セミナー ～生鮮果実・野菜編～



2021年7月15日

東京共同会計事務所



■ 弊所のご紹介

社名 : 東京共同会計事務所
設 立 : 1993年8月
所在地 : 東京都千代田区丸の内3-1-1
国際ビル9階
代表者 : 内山 隆太郎
対応言語 : 日本語・英語・中国語・ベトナム語・タイ語

問合せ番号 : 03-5219-8074
メールアドレス : epa.info@tkao.com
Website : www.tkao.com/epa/

構成員 : 273名 (2021年7月1日現在)

- 公認会計士 (30名)
- 会計士補・公認会計士新試験合格者 (2名)
- 税理士 (44名)
- 税理士科目5科目合格者 (3名)
- 科目合格者 (16名)
- 司法書士 (7名)
- 行政書士 (3名)
- 弁理士 (3名)
- 通関士有資格者 (12名)



■TKAOの概要 -トレード・コンプライアンス部-

トレード・コンプライアンス部では、
EPA/FTAに関するサービスを2つのサービスラインで展開

■EPA/FTAコンサルティング事業

対応会社数 5,000 社超	経済産業省委託事業 EPA相談デスク 7 年連続受注	日本で唯一の EPA相談デスク 運営事業者
個別相談実績 約 35,000 件超	経験豊富な FTA専門家 集団	FTA関連講演 100回超/年 参加者数 2,000人超 (過去1年間実績)

比類ないEPA/FTA業務支援実績
国内で最も経験豊富な
EPA/FTAプロフェッショナル集団

■原産性証明システム事業



JAFTASは、経済連携協定^(※1)の活用で
自動車業界・自動車部品業界を世界とつなぐための
共通プラットフォームです。

1 共通プラットフォームのご提供

- 複数社からの調査依頼・回答を一元管理し、皆様の時間を軽減します。
- 円滑なコミュニケーションと効率的な進捗管理を実現します。

2 専門家サポートのご提供 (JAFTAS サポートデスク)

- FTAコンサルティングの経験豊かな専門家が皆様のあらゆる疑問や不安に寄り添ってサポートします。
- 難解な協定の解釈から証明作業の理解促進と実践までをトータルに支援します。

**JAFTASは、
契約企業とサプライヤーを繋ぎ
FTA原産性調査を行うクラウドサービス**

※サービス提供は、株式会社トレードコンプライアンスで実施しております。

■ 本セミナーの流れ

第一部

EPAとは？

第二部

EPAを適用するための手続き

－ 休憩時間 5分

第三部

例題：第三者証明制度における手続き

主人公が、初めてEPAに挑戦するストーリーに沿って実演！

－ 休憩時間 10分

第四部

例題：自己証明制度における手続き

主人公が、自己証明制度に挑戦するストーリーに沿って実演！

■ 本日のゴール

本セミナー受講後には、
このようになっていることが目標です！

EPAのメリット
が分かった！



EPAを使うため
に必要な手続き
が分かった！

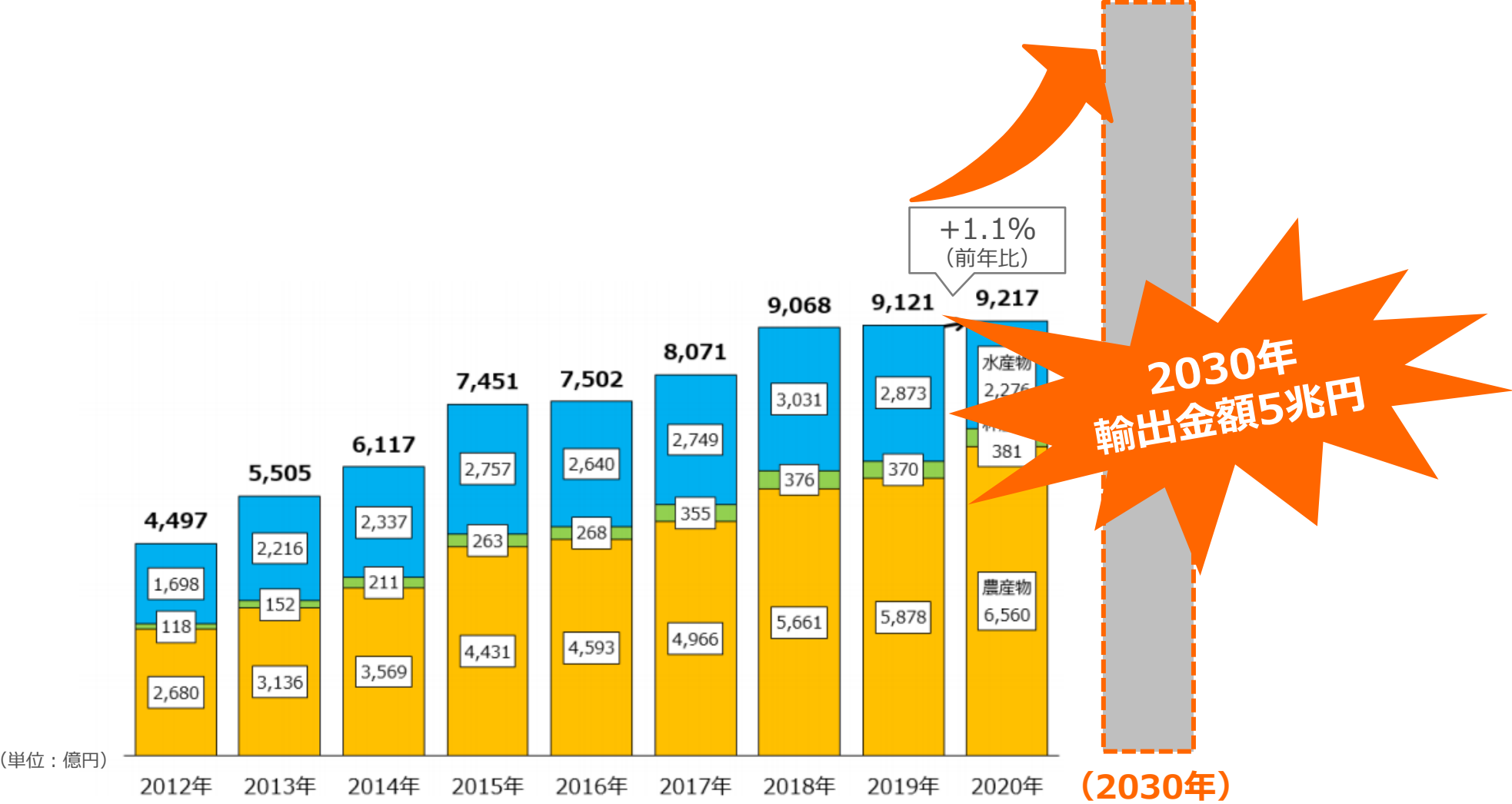


EPAを
使えそうな気が
してきた！



日本の食品輸出動向

今後ますます食品輸出のチャンスは広がっていくことが想定される



引用：令和2年 農林水産物・食品の輸出額 に一部加筆
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/attach/pdf/zisseki-274.pdf ※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

日本の食品輸出動向

EPA活用効果は現地コスト削減・販売先拡大

農林水産大臣賞※（平成29年ー令和2年度）事例分析
輸出促進のために実施した施策

安定した販売チャネルの確立・現地コスト削減

現地マーケットニーズへの対応

規制対応

付加価値向上

流通効率化

その他



※データ出典：輸出に取り組む優良事業者表彰 よりTKAOが分析し作成
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/torikumi_zirei/index.html

第一部**EPAとは？****第二部****EPAを適用するための手続き**

－ 休憩時間 5分

第三部**例題：第三者証明制度における手続き**

主人公が、初めてEPAに挑戦するストーリーに沿って実演！

－ 休憩時間 10分

第四部**例題：自己証明制度における手続き**

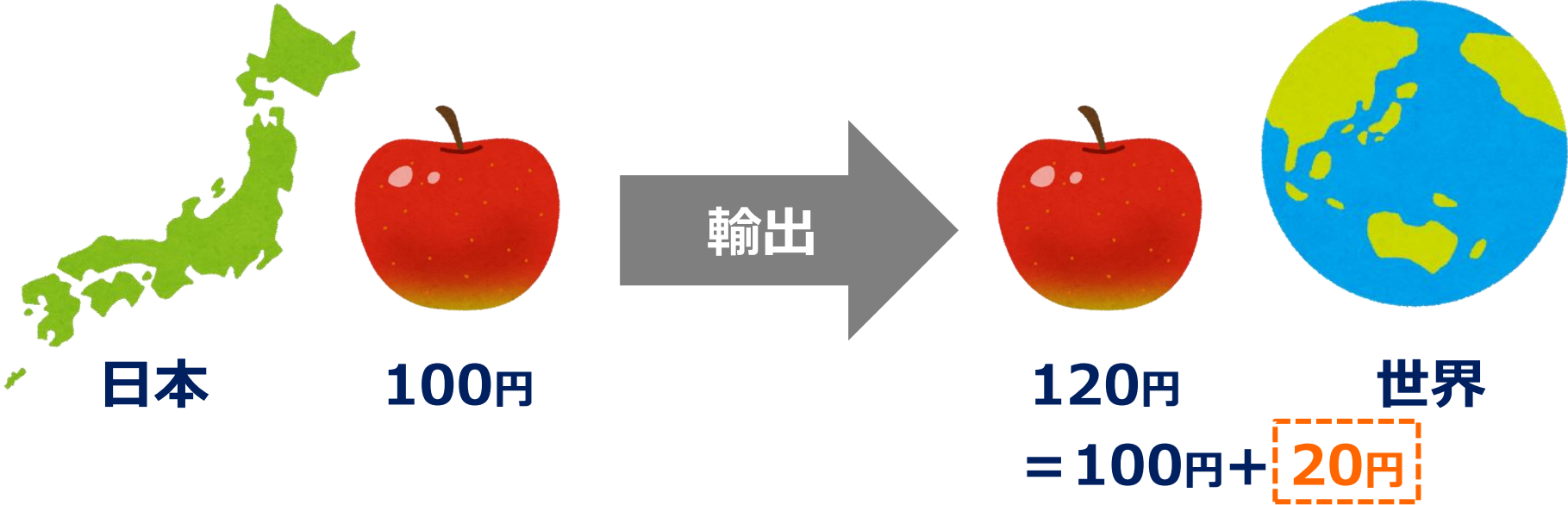
主人公が、自己証明制度に挑戦するストーリーに沿って実演！

■「関税」？？たまたにニュースで聞くけどなんだっけ？

関税＝海外から商品を輸入する際にかかる税金

海外から輸入される商品に税金をかけることで、
輸入品に対するコストを増加させ、国内の産業を守る効果がある

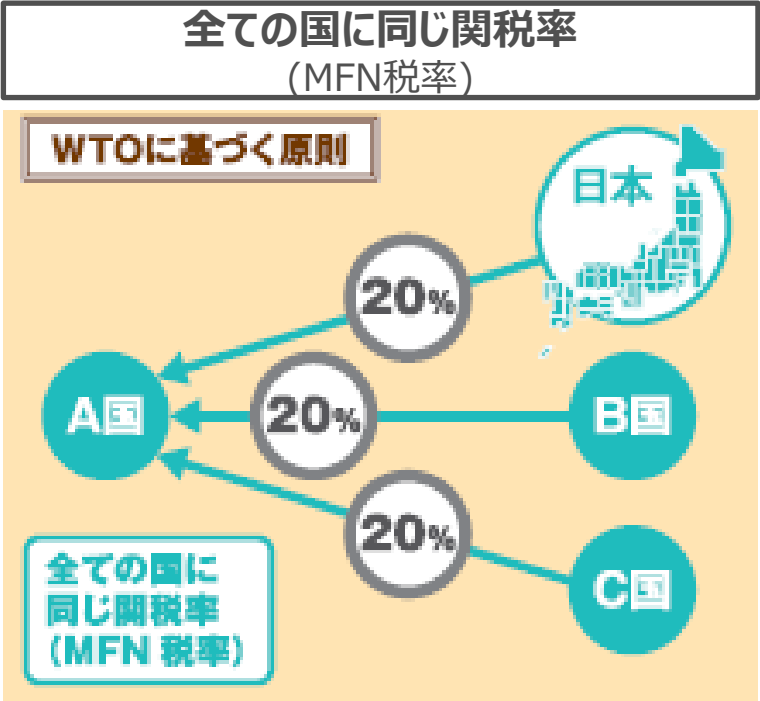
りんごの関税率が20%だった場合



■「関税が削減・撤廃される」ってどういうこと？

輸入するときにかかるコストを削減すること

通常より低い関税率が適用されることによって、関税額を削減できる



WTO：World Trade Organization (世界貿易機関)
MFN：Most Favoured Nation Treatment (最恵国待遇)
MFN税率：通常適用される関税率

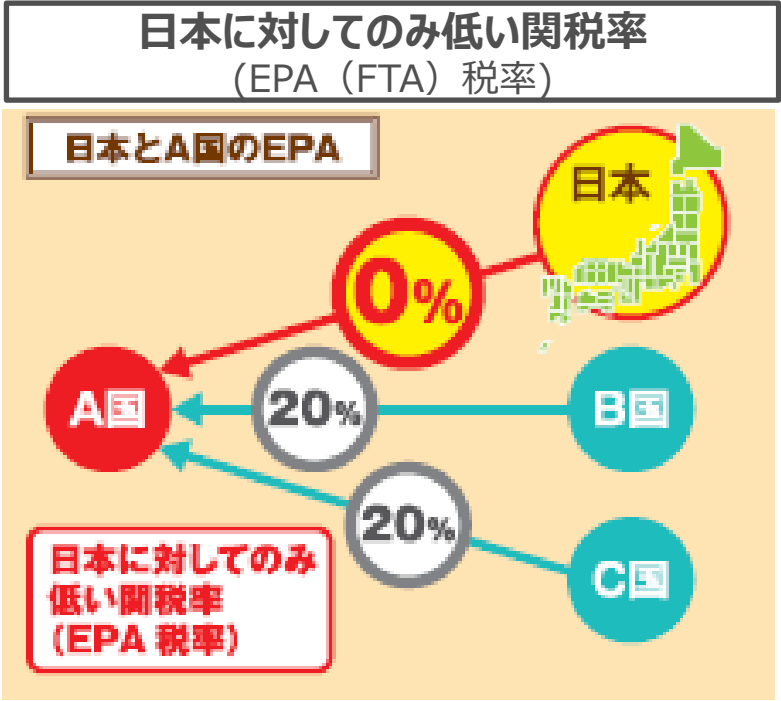
課税価格*
100円

× 20%

=

関税額
20円

* 現実支払価格+輸入港までの運賃・保険料等



課税価格*
100円

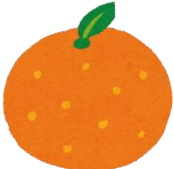
× 0%

=

関税額
0円

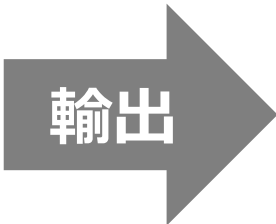
■ 例えばこの果物・野菜、どれくらい下がる？

税率は国・産品によって異なる（EPA適用による関税率削減例）

輸出産品	輸出国	協定	適用前関税率	適用後
りんご 	ベトナム	日ベトナム	8.0%	0%
かんしょ 	タイ	日タイ 日アセアン	40.0% ※冷凍の場合は30%	0%
温州みかん 	ベトナム	日ベトナム	30.0%	0%
いちご 	インド	日インド	30.0%	0%

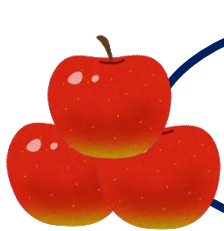
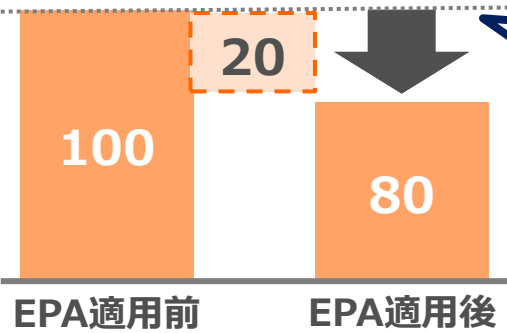
■ 輸出者・生産者にもメリットある？

EPA対応の依頼に協力



輸入者のコスト削減 = 利益UP

※輸入関税が売主負担となるインコタームズDDP（インコタームズ2020）の場合は対象外



もっとたくさん
売っていこう！



日本から
買おう！



輸出者・生産者も
HAPPY！

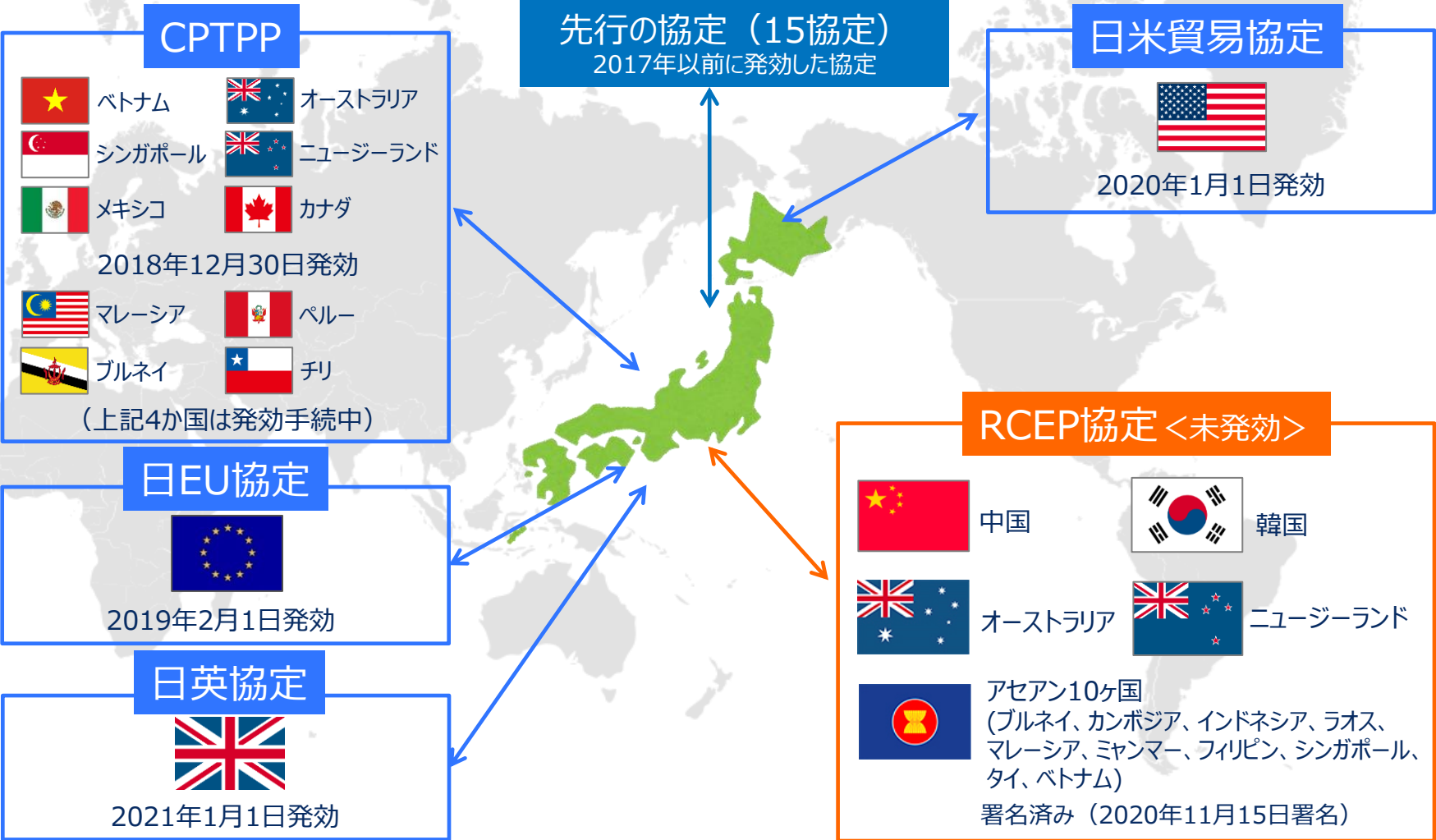


販売量UP
販路拡大

価格競争力UP

■ EPA利用のチャンスが拡大している！

アジアを中心に現在19協定が利用可能
2018年以降メガEPA【CPTPP/日EU/RCEP】を相次いで締結



■ 日本の輸出先、どの国でEPAを締結している？ 相手国一覧

認定輸出者制度導入

相手国	第三者証明制度			自己証明制度	相手国	第三者証明制度		自己証明制度	
	二国間	日アセアン	RCEP*2	CPTPP		二国間	RCEP*2	二国間	CPTPP
マレーシア	日マレーシア	○	○	○*1	オーストラリア	日オーストラリア	○	日オーストラリアは自己証明制度もあり	○
タイ	日タイ	○	○*3		ニュージーランド		○		○
フィリピン	日フィリピン	○	○		ペルー	日ペルー			○*1
ベトナム	日ベトナム	○	○	○	メキシコ	日メキシコ			○
ブルネイ	日ブルネイ	○	○	○*1	チリ	日チリ			○*1
シンガポール	日シンガポール	○	○*3	○	カナダ				○
ミャンマー		○	○		アメリカ合衆国			日米貿易協定	
ラオス		○	○		EU			日EU協定	
カンボジア		○	○		スイス	日スイス			
インドネシア	日インドネシア	○	○		イギリス			日英協定	
インド	日インド				中国		○*3		
モンゴル	日モンゴル				韓国		○		

*1 ブルネイ、チリ、ペルー、マレーシアでは2021年7月14日時点で未発効のため、利用できません。

*2 RCEPは将来的に自己証明制度も利用可能になる可能性がございます。2021年7月14日現在は未発効

*3 2021年7月14日現在、国内手続きが完了している国は、シンガポール、中国、タイ、日本。

第一部：EPAとは？

■ 証明制度とは？どんな違いがある？

各EPAと証明制度
の一覧はP14参照

各EPAで採用されている証明制度が異なる

複数の証明制度が採用されている場合は、「時間」と「コスト」で比較

時間
コスト

第三者証明制度



認定輸出者制度



自己証明制度

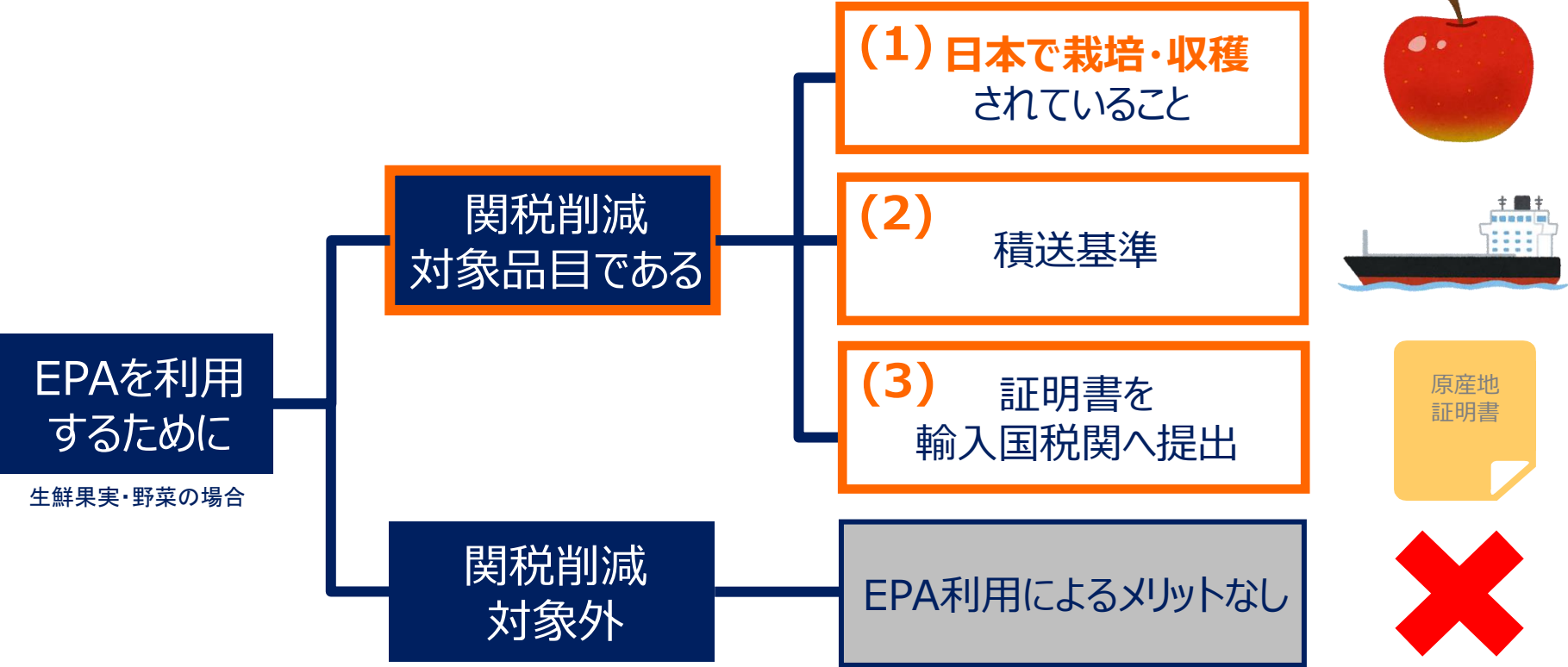
		第三者証明制度	認定輸出者制度*	自己証明制度
1	証明書	第一種特定原産地証明書	第二種特定原産地証明書	原産地証明書 (自己申告書)
2	ポイント	日本商工会議所（日商） への手続きが必要	・日商手続き不要 ・経済産業省の認定必要 (認定有効期限：3年)	・日商手続き不要 ・経済産業省の認定不要
3	時間・コスト	<時間> ・企業登録：原則7営業日 ・判定依頼～承認：原則3営業日 ・発給申請～取得：原則2営業日 <コスト> ・発給費用：1件2,000円+500円× 産品数	<時間> 認定輸出者自ら原産地証明書を作成 することができるため、第三者証明制度 と比較すると短時間で書類準備が可能。 <コスト> 登録免許税法に基づく登録免許税： 9万円 認定更新手数料：5,000円（電子申 請の場合は4,550円） ※登録・更新費用以外は無料。	<時間> 輸出者自ら証明するため、第三者証 明制度と比較すると短時間で書類 準備が可能。 <コスト> 日商手続きや経済産業省の認定な ど公的手続きが不要な為、他の2つ の制度と比べコストもかからない。

*認定輸出者制度を採用している協定は、日メキシコ協定、日スイス協定、日ペルー協定

■ EPAを使ってみたくなってきた！何から始める？

EPAを利用するためには3つの条件を満たすこと

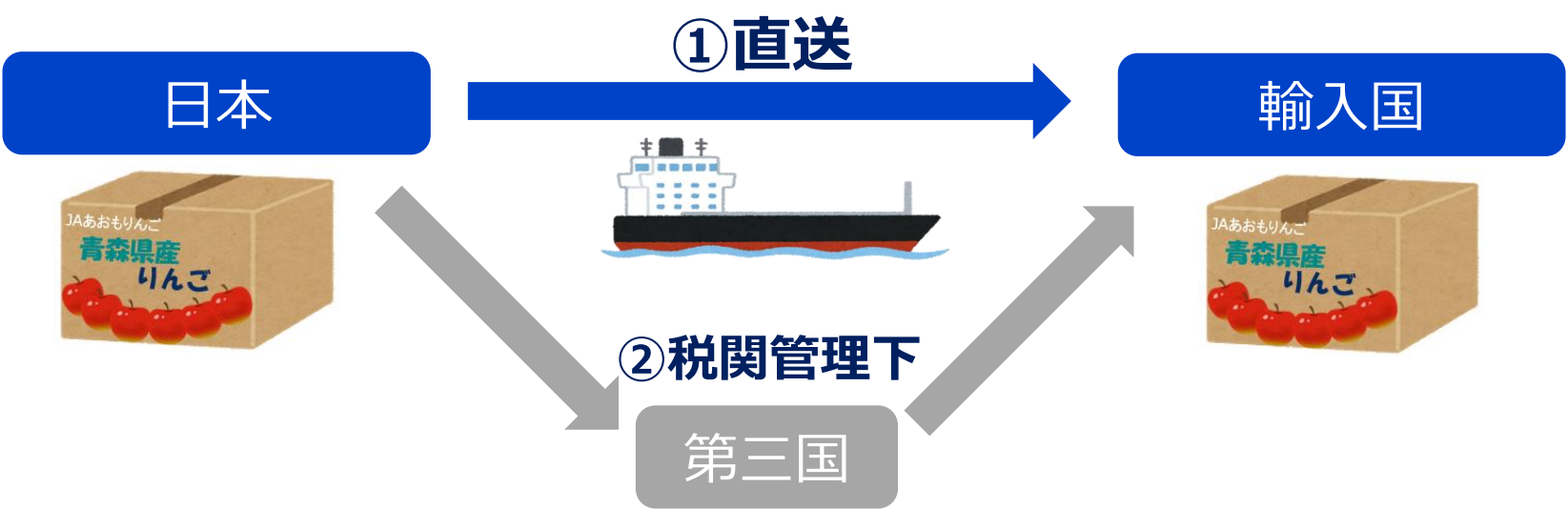
EPAを利用するためには、関税削減対象品目であることを前提として大きく分けて3つの条件を満たしていることが必要



■ 積送基準ってどんな基準？

輸入国に到着するまで原産品としての資格があるか？

原産品が輸入国へ到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうか確認が必要



②の場合においては、輸入者は輸入国の要請に応じて、
通し船荷証券などの運送書類、
経由地で実質的な加工を施していないことを示す根拠（非加工証明書等）
を提出する必要がある

■ 証明書ってどんな証明書？

原産品であることを証明する書類（原産地証明書）

原産地証明書を輸入国税関に提出することで、
EPA税率（関税削減）が適用される



第一部**EPAとは？****第二部****EPAを適用するための手続き**

－ 休憩時間 5分

第三部**例題：第三者証明制度における手続き**

主人公が、初めてEPAに挑戦するストーリーに沿って実演！

－ 休憩時間 10分

第四部**例題：自己証明制度における手続き**

主人公が、自己証明制度に挑戦するストーリーに沿って実演！

第二部：EPAを適用するための手続き

■ まずは手続きの全体の流れを知りたい！

EPA適用までのSTEP



※認定輸出者制度は、自己証明制度と同じステップになりますので、説明を割愛します。

※認定輸出者制度を利用する場合は、事前に経済産業省の認定を受ける必要があります。

認定申請の方法等については、経済産業省HPをご確認ください。農林水産省「EPA利用早わかりサイト」にもリンクを掲載しています。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/approved.html

第二部：EPAを適用するための手続き

STEP1 早見表で協定決定

STEP1

STEP2

STEP3

STEP4

STEP5

農林水産省が公開している「EPA関税率早見表」を活用



①「EPA利用早わかり」で検索

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html

農林水産省 English キッズサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す 組織別から探す キーワードから探す ENHANCED BY Google 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 国際 > EPA/FTA等に関する情報 > EPA利用早わかりサイト

EPA利用早わかりサイト

1. EPAを利用してより有利な条件で輸出してみませんか

通常、物品を輸出する際には品目によって輸入国が定めた関税を支払うことが必要ですが、EPAで関税を引き下げることが約束されている品目については、EPAを利用することで通常の関税率よりも低い税率（通称：EPA税率）で輸出することができます。

○EPA関税率早見表 New!

- ※ 主な農林水産品・食品のEPA関税率早見表（2021年4月時点）(EXCEL：339KB)
- ※ 主な農林水産品・食品のEPA関税率早見表（2021年4月時点）(PDF：508KB)



② <1. EPAを利用してより有利な条件で輸出してみませんか>に掲載されている

『EPA関税率早見表』を確認

早見表に掲載されていない製品については、農林水産省 EPA利用相談窓口にお問い合わせください。

epariyousoudan@maff.go.jp

※生鮮野菜・果実については、EPAで低い関税が設定されている場合でも、**輸出先国の検疫措置等により、実際には輸出が停止又は条件が付されている場合があります。**輸出先国の検疫措置の詳細については、農林水産省植物防疫所にお問い合わせ下さい。
また、EPA利用早わかりサイトにも情報掲載しておりますので、適宜ご参照ください。https://www.maff.go.jp/pps/j/search/e_hayami_kamotu.pdf

※輸出する製品のHSコードについては、事前に輸入国側の税関にもご確認ください。

STEP1 早見表で協定決定

STEP1

STEP2

STEP3

STEP4

STEP5

協定決定のポイント

①MFN税率とEPA税率を比較して関税削減効果があるか

②どの協定が最も効果が大きいか

③時間・コストで比較してどの証明制度を使うか

地域	国名	協定名	使用する HSコード	第三者証明 （商工会議所）	自己申告（自己証明）	認定輸出者	りんご（生鮮）		
							0808.10		
							MFN税率	EPA税率	PSR
アジア	ベトナム	日ベトナム	HS2007	○			8.0%	無税	CC
アジア	ベトナム	日アセアン （AJCEP）	HS2002	○			8.0%	2.5%	CC
アジア	ベトナム	CPTPP	HS2012	○			8.0%	無税	CC

②

③

①

第二部：EPAを適用するための手続き

■STEP2 産地を確認

STEP1

STEP2

STEP3

STEP4

STEP5

日本で栽培・収穫していることを客観的に示す書類

契約書・仕入書・伝票などから、下記内容に基づいて、輸出産品の産地を確認する

出荷伝票

納品日：2021.07.15
A B C 商事 様

伝票番号 1234567

納品者：JA〇〇
□□県△市◇町123

明細

No.	品名	数量	金額
1	□□県産 りんご	3箱	****
生産者：農業太郎 △市◇町456 (TEL:**-****-****)			

収穫地

生産者名

生産者の
所在地・連絡先

第二部：EPAを適用するための手続き

STEP3 生産証明書の取得

STEP1

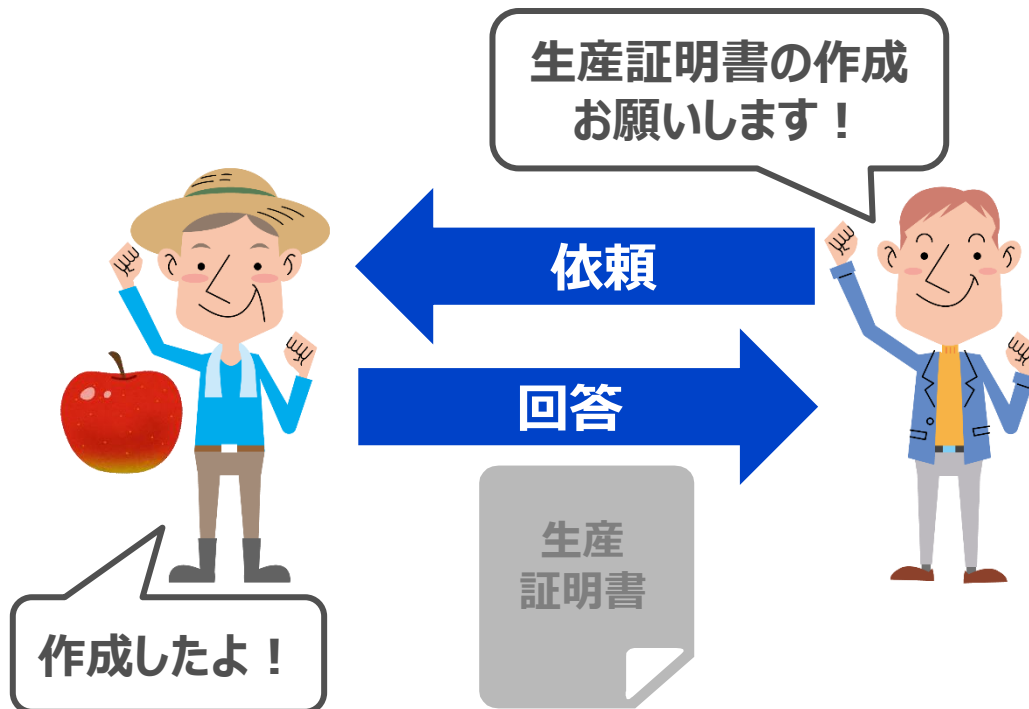
STEP2

STEP3

STEP4

STEP5

「農林産品に係る生産証明書」は、
生産者 or 生産者から直接集荷・購入した者 が作成



- 「生産者から直接集荷・購入した者」とは例えば「農協」
- 生産者から直接購入していない場合は、取引先を通じて依頼
- STEP3は第三者証明制度の場合のみ実施
自己証明制度の場合は、STEP3はスキップしてSTEP4へ

(判定依頼者記入欄)
判定受付番号等:
※指定登録機関からの依頼があれば御記入ください。

(判定依頼者) 殿

年 月 日

農林産品に係る生産証明書

住所(下記者の住所及び連絡先)

氏名(生産者又は卸売り業者等) 印

★作成者★
生産者
or
生産者から直接
集荷・購入した者

製品について、下記のとおりであることを証明します。

記

1. 農林産物の種類 :
(注) 農林産物の一般的な名称を記載してください。

2. 収穫地(都道府県名) :

3. 生産者
□当方(本紙右上の氏名欄に記載の者)
□仕入先(別添の一覧表に記載の者)
□仕入先()

4. その他
□生産者名並びに生産者の住所及び連絡先、並びに収穫地が特定できる取引等の記録について、特定原産地証明書を提出し、7日から5年間(ただし、日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および、締結国等の協定がある場合は、その協定の期限)の間、これを遵守することを約束します。
(注) 生産証明書の作成
(注) 上記の「卸売り業者」

(注) 利用する登録機関の指定について、特に、生産者から直接集荷・購入した者において製造され、かつ、その旨を証明する必要があります。

記載内容については第三部でご案内します！

第二部：EPAを適用するための手続き

STEP4 原産地証明書の取得

STEP1

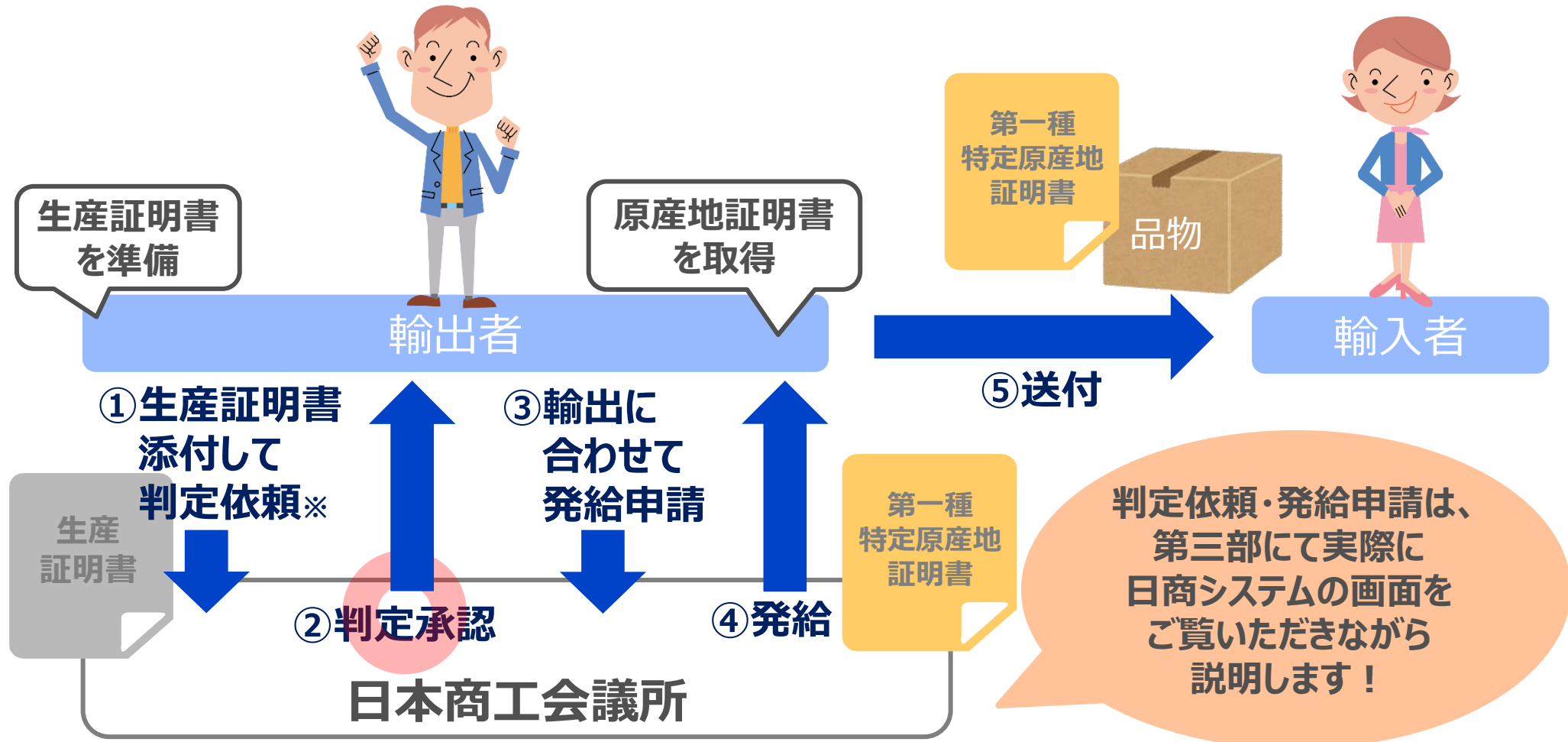
STEP2

STEP3

STEP4

STEP5

第三者証明制度の場合、日本商工会議所から取得



※判定依頼とは？

輸出品が協定で規定された原産地基準を満たしていることを証明し、その内容について、日商に審査を依頼すること。承認を受けることで、第一種特定原産地証明書の発給申請を行うことが可能となる。

判定依頼を行うことができる者は、輸出品の生産者もしくは、輸出品が利用する協定の原産地基準を満たしていることを証明できる輸出者

第二部：EPAを適用するための手続き

STEP4 原産地証明書の作成

STEP1 STEP2 STEP3 **STEP4** STEP5

自己証明制度の場合、自社で作成

協定ごとに原産地証明書（自己申告書）に記載すべき情報・文面が規定されている

各協定の原産地証明書（自己申告書）記載様式は、
農林水産省のEPA利用早わかりサイトに掲載されておりますので、こちらをご参照ください。
https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html

記載項目は、
第四部に
ご案内します！



日EU・EPA 自己申告文

English version

(Period: from to⁽¹⁾)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No.⁽²⁾) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin⁽³⁾.

(Origin criteria used⁽⁴⁾)

(Place and date⁽⁵⁾)

(Printed name of the exporter)

日英EPA 自己申告文

English version

(Period: from to⁽¹⁾)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No.⁽²⁾) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin⁽³⁾.

(Origin criteria used⁽⁴⁾)

(Place and date⁽⁵⁾)

(Printed name of the exporter)

日オーストラリアEPA

Origin Certification Document

Australia-Japan Economic Partnership Agreement

1. Exporter's or Producer's Name and Address

2. Description of goods

3. Other (any other applicable origin criteria or other indication)

4. Production

5. Declaration

6. Signature

7. Date

8. Signature of Importer

9. Signature of Producer

CPTPP

Certification of Origin

(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address

2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address

3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address

4. Description of goods

5. HS tariff classification number

6. Origin criteria

7. Signature of Importer

8. Signature of Exporter

9. Signature of Producer

※原産地証明書（自己申告書）は、輸出元である日本の輸出者・生産者のほか、輸出先である相手国の輸入者も作成することができます（日米貿易協定は輸入者のみ）。本セミナーでは、輸入者自己証明制度については説明を割愛させていただきます。

※認定輸出者制度の場合も、自社で原産地証明書（第二種特定原産地証明書）を作成。認定輸出者制度については説明を割愛させていただきます。

第二部：EPAを適用するための手続き

STEP5 書類の保存

STEP1

STEP2

STEP3

STEP4

STEP5

原産地証明書を取得・作成して終わりではない

輸入国側より、日本から輸入した産品が原産品であるかどうか、確認の問合せ(検認)を受ける可能性があるため、関連書類は保存しておく

保存書類

	第三者証明	自己証明
生産場所を確認した書類	STEP2 の書類 ○	○
農林産品に係る生産証明書	STEP3 の書類 ○	-
原産地証明書の写し※1	STEP4 の書類 ○	○
船積書類の写し※1	○	○

※1 検認時に提出が求められる可能性は低いが、これらの書類を保管しておくことで、関連書類の紐づけがしやすくなるという点において重要

5年間	4年間	3年間
日メキシコ協定 日マレーシア協定 日チリ協定 日タイ協定 日インドネシア協定 日フィリピン協定 日インド協定 日ペルー協定 日オーストラリア協定※3 日モンゴル協定 CPTPP※2	日EU協定※2 日英協定※2	日ブルネイ協定 日アセアン協定 日スイス協定 日ベトナム協定 RCEP※4

保存期間は
協定ごとに
異なる

※2 自己証明制度を採用

※3 第三者証明制度と自己証明制度の両方を採用

※4 未発効、第三者証明制度を採用。将来的には自己証明制度も利用可能になる可能性あり

第一部**EPAとは？****第二部****EPAを適用するための手続き**

－ 休憩時間 5分

**第三部****例題：第三者証明制度における手続き**

主人公が、初めてEPAに挑戦するストーリーに沿って実演！

－ 休憩時間 10分

第四部**例題：自己証明制度における手続き**

主人公が、自己証明制度に挑戦するストーリーに沿って実演！

第一部**EPAとは？****第二部****EPAを適用するための手続き**

－ 休憩時間 5分

第三部**例題：第三者証明制度における手続き**

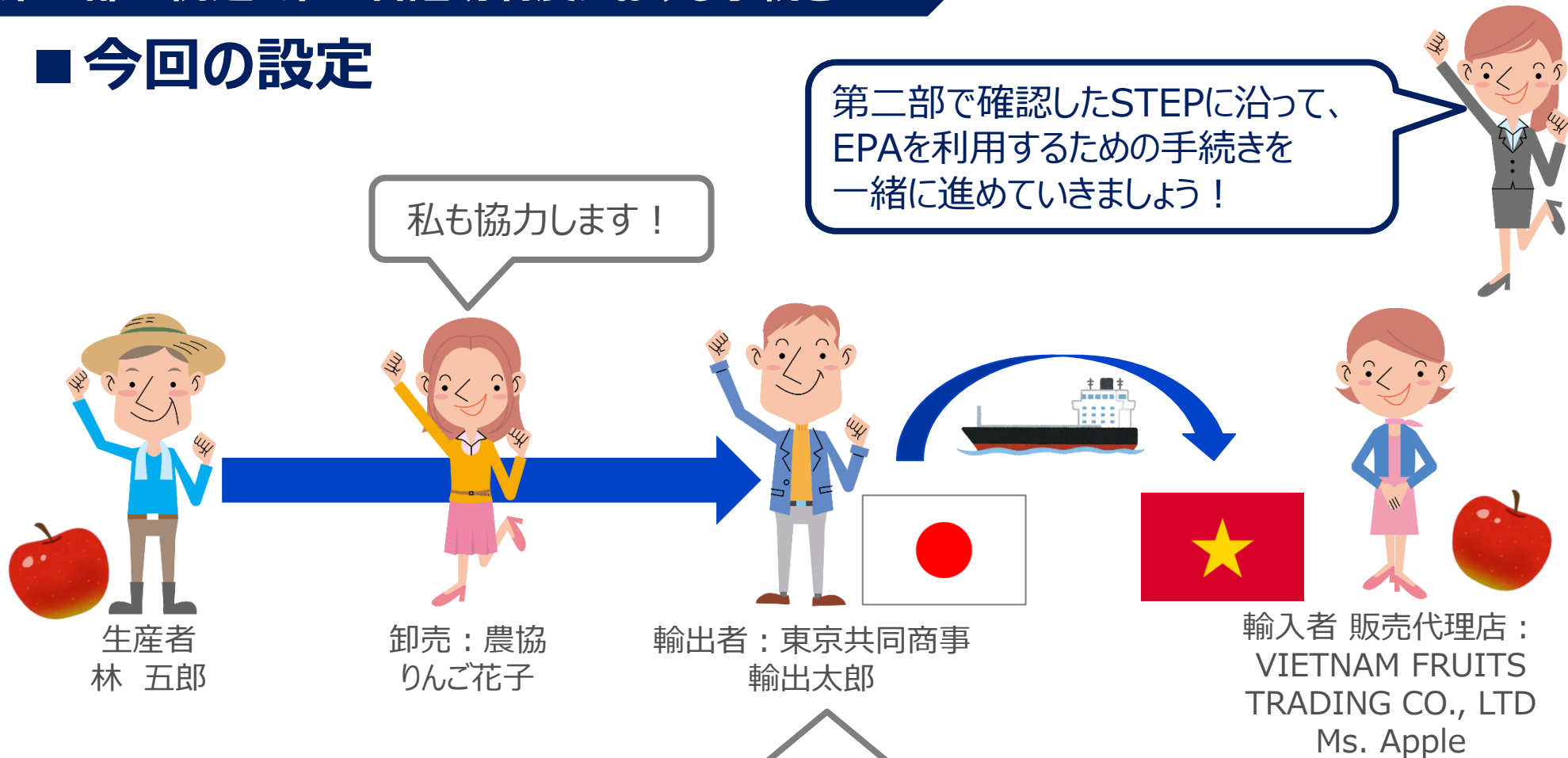
主人公が、初めてEPAに挑戦するストーリーに沿って実演！

－ 休憩時間 10分

第四部**例題：自己証明制度における手続き**

主人公が、自己証明制度に挑戦するストーリーに沿って実演！

■ 今回の設定



最近ベトナム向けのりんごを輸出量が伸びないなあ。
ベトナム側の販売代理店が米国産のりんごをプロモーションしているようだ。。
このままじゃ米国産のりんごに負けてしまう。販売代理店にもっと日本産のりんご
を売ってもらえるように、EPAを使って関税削減した分を販売代理店の
インセンティブにしたい！ はじめての挑戦で不安もあるけれど頑張ってみよう！

STEP1 早見表で協定決定



農林水産省が公開しているEPA関税率早見表を見てみましょう！

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html



地域	国名	協定名	使用する HSコード	第三者証明 (商工会議所)	自己申告 (自己証明)	認定輸出者	りんご(生鮮)		
							0808.10		
							MFN税率	EPA税率	PSR
アジア	ベトナム	日ベトナム	HS2007	○			8.0%	無税	CC
アジア	ベトナム	日アセアン (AJCEP)	HS2002	○			8.0%	2.5%	CC
アジア	ベトナム	CPTPP	HS2012		○		8.0%	無税	CC

STEP1 早見表で協定決定



チェックポイントは、
①MFN税率とEPA税率を比較 ②協定 ③証明制度でしたね！

地域	国名	協定名	使用する HS コード	第三者証明 (商工会議所)	自己申告(自己証明)	認定輸出者	りんご(生鮮)		
							0808.10		
							MFN税率	EPA税率	PSR
アジア	ベトナム	日ベトナム	HS2007	○			8.0%	無税	CC
アジア	ベトナム	日アセアン (AJCEP)	HS2002	○			8.0%	2.5%	CC
アジア	ベトナム	CPTPP	HS2012		○		8.0%	無税	CC

- ① MFN税率＞EPA税率になっているので、削減効果がありますね！
- ② ＜日ベトナム協定＞ ＜CPTPP＞ は削減効果大きい！
- ③ ＜日ベトナム協定＞ は第三者証明制度、＜CPTPP＞ は自己証明制度

今回は、初めてのEPA挑戦なので、第三者証明制度の
＜日ベトナム協定＞ で進めてみたいと思います！



STEP2 産地を確認



利用協定が決まったら、次は輸出産品の産地を確認しましょう！

出荷伝票

納品日：2021.07.15
東京共同商事 様

伝票番号 1234567

納品者：JAあおもりんご
青森県果物市リンゴ町1-1

明細

No.	品名	数量	金額
1	青森県産 リンゴ	3箱	****
生産者：林 五郎 果物市リンゴ町2-2 (TEL:017-111-2222)			

出荷伝票で、

- ☑ 生産者名：林 五郎
- ☑ 生産者の所在地・連絡先：果物市リンゴ町2-2(TEL:017-111-2222)
- ☑ 収穫地：青森県

と確認できました！



■STEP3 生産証明書の取得



輸出製品の産地の確認が取れたら、それを生産者に証明してもらう書類「農林産品に係る生産証明書」を入手しましょう！

仕入先である農協さんに「**農林産品に係る生産証明書**」を依頼してみたいと思います！
農協さん、「農林産品に係る生産証明書」の作成をお願い致します。



承知しました！任せて！



重要ポイント

「農林産品に係る生産証明書」の作成者：
生産者 or 生産者から直接集荷・購入した者（農協）
生産者から直接購入していない場合は、取引先を通じて
確認・依頼を進めましょう。

STEP3 生産証明書の取得



「任せて！」なんて言っちゃったけれど、
いったいどうすればいいのかしら・・・



これが、「農林産品に係る生産証明書」のフォーマットです！
一緒に記入していきましょう。

（特定依頼者）殿

年 月 日

農林産品に係る生産証明書

住所（下記欄の住所及び連絡先）

氏名（生産者又は販売事業者等） 印

下記のとおり生産されたものであることを証明します。

記

1. 農 林 産 品 の 種 別 :

（注）農林産品の一部は必ず記載してください。

2. H R 番号（6桁～8桁）:

3. 収穫地（都道府県名）:

4. その他

□生産者並びに生産者の所在地及び連絡先、並びに収穫地が特定できる取引等の記録について、特定産地証明書の提出から5年間（ただし、日弁士イ協定、日アセアン協定、日イス協定および日ペトナム協定を利用する場合は3年間）は保持するとともに、輸出国等の輸入ある品、経済産業大臣又は指定産地証明書の求めに応じて提供することを約束します。

（注）生産者等の所在地が「海外（外国）」の場合は、上記を記載してください。

（注）上記の「海外（外国）」は、生産者の連絡先を輸入した者に限ります。

（注）利用する経済連携協定の産地証明（個別産地証明）に合致していることを確認します。特に、日インド経済連携協定については、品目別産地において「解約国」において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該解約国において完全に得られるものであること。」と定められている産品は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。

「農林産品に係る生産証明書」フォーマット

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/nourinsanpin.doc



STEP3 生産証明書の取得

なんだ！結構簡単なんだ！

判定受付番号等

※指定発給機関からの依頼があれば御記入ください。

1

(判定依頼者) 殿

2

年 月 日

農林産品に係る生産証明書

3

住所（下記者の住所及び連絡先）

氏名（生産者又は卸売り業者等） 印

産品について、下記のとおりであることを証明します。

4

1. 農林産物の種類：

（注）農林産物の一般的な名称を記載してください。

5

2. 収穫地（都道府県名）：

6

3. 生産者

☐ 当方（本紙右上の氏名欄に記載の者）

☐ 仕入先（別添の一覧表に記載の者）

☐ 仕入先（

7

4. その他

□生産者名並びに生産者の所在地及び連絡先、並びに収穫地が特定できる取引等の記録について、特定原産地証明書の発給の翌日から5年間（ただし、日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定を利用する場合は3年間）は保存するとともに、締約国等の権限ある当局、経済産業大臣又は指定発給機関の求めに応じて提供することを約束します。

（注）生産証明書の作成者が「卸売り業者等」の場合のみ、上記をご確認ください。

（注）上記の「卸売り業者等」は、生産者から直接集荷・購入した者に限ります。

（注）利用する経済連携協定の原産地規則（個別原産地規則）に合致していることを確認願います。特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。」と定められている産品は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。

1

殿

2

年 月 日

3

住所

氏名

印

4

1. 農林産物の種類：

（注）農林産物の一般的な名称を記載してください。

5

2. 収穫地（都道府県名）：

6

3. 生産者

☐ 当方（本紙右上の氏名欄に記載の者）

☐ 仕入先（別添の一覧表に記載の者）

☐ 仕入先（

7

4. その他

□生産者名並びに生産者の所在地及び連絡先、並びに収穫地が特定できる取引等の記録について、特定原産地証明書の発給の翌日から5年間（ただし、日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定を利用する場合は3年間）は保存するとともに、締約国等の権限ある当局、経済産業大臣又は指定発給機関の求めに応じて提供することを約束します。

（注）生産証明書の作成者が「卸売り業者等」の場合のみ、上記をご確認ください。

（注）上記の「卸売り業者等」は、生産者から直接集荷・購入した者に限ります。

■STEP3 生産証明書の取得



「農林産品に係る生産証明書」提出します！
引き続き宜しくお願いします！頑張ってくださいね！

農協さん、どうもありがとうございます！
農協さんが協力してくださったおかげでとても助かりました！



無事に入手できてよかったですね！

この証明書を発行できるのは、

生産者 or 生産者から直接集荷・購入した者（農協）
のみです。

生産者・農協から直接購入していない場合は、取引先を通じて確認・依頼を進めていく必要があるので注意してくださいね。

■STEP4 原産地証明書の取得



下準備が整ったら、いよいよ**原産地証明書**のステップに入ります。
今回は、第三者証明制度となりますので、
日商で＜原産品判定依頼＞ ＜発給申請＞
の手続きを進めていきましょう！

「手続き」って難しくてにがてなんだよなあ。



大丈夫です！一緒に一つずつ進めていきましょう。
日商の発給システムを利用するのが初めての場合、
まずは企業登録からスタートしましょう。

■STEP4 原産地証明書の取得 <4-1企業登録>



企業登録には**6つのステップ**があります。
この流れで手続きを進めていきましょう。

1

「企業登録フォーム」に入力し、送信ボタンをクリック

2

日商からメール受信

3

メールに記載されたURLにアクセスし、「登録申請書」に入力

4

「登録申請書」を印刷し、サイナーの署名を肉筆で記入

5

「履歴事項全部証明書」と「登録申請書」を郵送※1

<郵送先>

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目2番2号

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当 電話：03-3283-7850

6

日商システムを利用するためのユーザーID・パスワードを記載した通知書を受け取る

※1：法人ではなく個人の場合は、「住民票の写し」「印鑑証明書」「登録申請書」を郵送します

■STEP4 原産地証明書の取得 <4-1企業登録>

企業登録の詳細については、こちらも併せてご確認ください



日商ホームページ

➤ 企業登録の流れ

「法人」「個人」を選択後の画面にて、「企業登録フォーム」の入力画面に進むことができます

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/registration.html>

➤ 動画

企業登録についての説明、手続きの流れが4分弱の動画にまとめられています

<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/epa-douga/index.html>



重要ポイント

①**1企業1登録** ②**有効期限：2年** ③**登録手数料：無料**

通知書には、発給システム のURL、システムにアクセスするためのユーザID、パスワードが記載されています。発給システムのURLは非公開となっておりますので、**通知書は大切に保管してください。**

STEP4 原産地証明書の取得 <4-2ログイン>

第一種特定原産地証明書発給システム

**特定原産地証明書
発給申請マニュアル(手引き)**

※初めての方はこちらを必ずご一読ください。

ログインされる方は、この画面にアクセスしてから、こちらをクリックしてください。

ログイン画面 閉じる

分野別情報

■ 国・地域別情報

アセアン インド

インドネシア オーストラリア

重要情報

代表者・住所等、企業登録情報に重要な変更が生じる場合は、必ず事前にご相談ください。

NEW 2017/02/28 【重要】第三国インボイスに係る情報の記載漏れについて

<お知らせ>

システムメンテナンスのため、下記時間にシステムを一時停止させていただきます。大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承の程よりしくお願いいたします。

■毎日...6:00AM~8:00AM

<ご利用に際してのご注意>

このシステムは、パソコンのOSはWindows、ブラウザはInternet Explorerにて動作が保証されます。他のブラウザをご利用の際は、システム上ご利用いただけない機能がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。またセキュリティ設定によってはログインできないことがあります。信頼済みサイト



第一種特定原産地証明書発給システム

通知書に記載されているIDとパスワードを入力します！

ユーザーID	
パスワード	

ログイン 終了

〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-2-2
テスト商事

テスト 次郎 様

重要
2020年12月16日
日本商工会議所

**電子情報処理組織による支援を受けるための
識別番号・暗証番号通知書**

「第一種特定原産地証明書発給システム」の識別番号および暗証番号等を通知いたします。

企業登録番号	
署名者（サイナー）名	
識別番号（ユーザID）	
暗証番号（パスワード）	
日商発給システムURL	

注意：Internet ExplorerなどのWebブラウザのアドレスバーに上記URLを直接入力して下さい。
※YahooやGoogleなどのポータルサイトの検索バーに入力しても表示できません。（一般には非公開のため）

■STEP4 原産地証明書の取得＜4-3判定依頼＞



第一種特定原産地証明書発給システム

ご利用者	判定依頼中	0件	発給申請中	0件
	判定手続中	0件	発給手続中	0件
	誓約書申請	0件	交付準備完了	0件

※ 08月03日 09時38分現在の【住本 直也】様の状況です。

企業	判定依頼中	0件	発給申請中	0件
	判定手続中	0件	発給手続中	0件
	誓約書申請	0件	交付準備完了	0件

※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは【0件】件です。

■■■■■■■ メインメニュー ■■■■■■■

1

原産品判定

原産品判定依頼書入力

原産品同意通知書入力

原産品利用状況

発給申請

発給申請書入力

原産品同意通知書照会

「原産品判定依頼書入力」→「新規入力」
の順でボタンをクリックします！

クレジット決済

原産品判定依頼書一覧

企業情報

判定受付番号		状態	▼	HSコード (先頭一致)	
判定依頼日※		依頼者名 (部分一致)			
原産品判定番号		製品名 (部分一致)			
協定	▼	判定受付事務所	▼	表示件数/条件	▼ 表示可のみ ▼

※判定依頼日は西暦年月日の数字を入力してください。(例：2008年5月1日→20080501)
※この一覧は、受付番号の大きい順に表示されます。
※表示欄をチェックすると当該産品を非表示にできます。再表示は、右上の「条件」を「全て」に設定し、チェックを外してください。

2

新規入力

TSV形式で新規入力

STEP4 原産地証明書の取得 <4-3判定依頼>

原産品判定依頼書

メニューに戻る

キャンセル 保存 判定依頼

日本商工会議所 御中

1. 当社/私は、標記原産品判定依頼に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該原産品判定依頼書に係る申告内容は全て真実であることを誓約します。
2. 当社/私は、当該原産品判定依頼書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定は3年間)保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
3. 当社/私は、当該判定依頼書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。
 - ①当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
 - ②当該原産品判定依頼書の内容に誤りがあったこと
4. 当社/私は、当該判定依頼書について原産品であると判定を受けた後も、当該原産品が原産地規則等を満たしているかどうかを定期的に確認し、原産性を判断するための要素(特に生産場所、生産工程)に変更があった場合には、原産性の有無をその都度再検証することを誓約します。

注意事項
第一種特定原産地証明書の発給申請時点で、本原産品判定依頼書は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第3条第2項の「特定原産品であることを明らかにする資料」に相当します。よって、虚偽の資料提出があった場合には、同法第36条の規定による罰則が適用されますので十分注意してください。

以上の事項のとおり誓約し、判定依頼書を記入します。

3 ☒ はい ☐ いいえ

誓約内容にしっかり
目を通してから「はい」を
クリックして先に進もう！



ここでは、協定と判定事務所を選択するぞ。

※協定は後で変更すると入力したデータが無効になる場合がありますので、お間違えのないようにご注意ください。
判定事務所を選択しないと、登録住所の最寄りの事務所をシステムが自動的に選択します。

4

協定	日ベトナム協定 ▼	利用する協定を選択してください。
判定事務所	東京事務所 ▼	

判定依頼できる事務所は全国でも限られています。
次ページをご参照ください！



参考：日本商工会議所の判定事務所と発給事務所

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当			TEL：03-3283-7850
判定	発給	日本商工会議所事務所	電話
	○	札幌事務所（札幌商工会議所内）	TEL：011-231-1332
	○	仙台事務所（仙台商工会議所内）	TEL：022-265-8184
	○	黒部事務所（黒部商工会議所内）	TEL：0765-52-0242
	○	金沢事務所（金沢商工会議所内）	TEL：076-263-1161
	○	さいたま事務所（さいたま商工会議所内）	TEL：048-641-0015
	○	千葉事務所（千葉商工会議所内）	TEL：043-227-4101
○	○	東京事務所（東京商工会議所内）	TEL：03-6364-7771
○	○	横浜事務所（横浜商工会議所内）	TEL：045-671-7406
○	○	浜松事務所（浜松商工会議所内）	TEL：053-452-1112
	○	清水事務所（静岡商工会議所内）	TEL：054-353-3401
	○	富士事務所（富士商工会議所内）	TEL：0545-52-0995
	○	岐阜事務所（岐阜商工会議所内）	TEL：058-264-2134
○	○	名古屋事務所（名古屋商工会議所内）	TEL：052-223-5720
	○	蒲郡事務所（蒲郡商工会議所内）	TEL：0533-68-7171
	○	豊川事務所（豊川商工会議所内）	TEL：0533-86-4101
	○	四日市事務所（四日市商工会議所内）	TEL：059-352-8191
	○	福井事務所（福井商工会議所内）	TEL：0776-33-8253
○	○	京都事務所（京都商工会議所内）	TEL：075-341-9761
○	○	大阪事務所（大阪商工会議所内）	TEL：06-6944-6216
	○	神戸事務所（神戸商工会議所内）	TEL：078-303-5807
	○	岡山事務所（岡山商工会議所内）	TEL：086-232-2262
	○	広島事務所（広島商工会議所内）	TEL：082-222-6651
	○	福山事務所（福山商工会議所内）	TEL：084-921-2346
	○	高松事務所（高松商工会議所内）	TEL：087-825-3501
○	○	福岡事務所（福岡商工会議所内）	TEL：092-441-1230
○	○	北九州事務所（北九州商工会議所内）	TEL：093-541-0185

（出典：日商「特定原産地証明書発給申請マニュアル」）2021年4月版

STEP4 原産地証明書の取得＜4-3判定依頼＞



次に、**生産者情報**を入力していきましょう！

■判定依頼者

原産品判定依頼は、原則、当該商品の生産者が行いますが、輸出者が行うことも可能です。
（この場合、輸出者は生産者から当該商品に関する情報（証明資料）を入手する必要があります）。
いずれの場合も、特定原産品であることを明らかにする資料を、日本商工会議所の求めに応じて提出できる者で

判定依頼者	◎	企業登録番号	A11111111
	◎	和文氏名	輸出 太郎
	◎	和文社名(屋号)	株式会社東京共同商事
	◎	郵便番号	〒100-0005
	◎	所在地	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号国際ビル9階

判定依頼者の欄は
自動入力されているよ！

■生産者欄

商品の生産者を記入してください。

※生産者が企業登録をしている場合は、企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。
※企業登録をしていない生産者の場合は、企業登録番号欄に「999999999」（数字9桁）を入力して情報を入力してください。
※英文所在地は、国名(JAPAN)まで、正確にフルアドレスを記入してください。

5

生産者	企業登録番号：半角英数字	999999999	情報取込
	和文社名(屋号)：全角	JAあおもりんご	
	英文社名：半角		
	電話番号：半角		
	FAX番号：半角		
	E-mail：半角		
	郵便番号：半角数字	〒	
	和文所在地：全角		
英文所在地：半角	, Japan		

**[企業登録番号]欄に
「999999999（9を9桁）」入力し、
社名などの情報を入力していきます。**
※生産者が企業登録している場合：企業番号欄に企業番号を入力→情報取込むボタンクリック→企業番号に対応した生産者情報が自動で入力されます

日ベトナム協定に定められた原産地規則に基づき、原産品判定依頼を行う。

6

はい

いいえ

STEP4 原産地証明書の取得 <4-3判定依頼>



次に、**HSコード・産品名・特惠基準**を入力していきましょう！

産品HS
コードを入力

■関税分類番号(tariff classification number) 及び 原産品名(Description of good(s))

原産品判定の対象となる産品の関税分類番号(半角数字6桁)と原産品名(英字)を記入してください。

※原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス等に表記されている品名と実質的に同一となるよう記入してください。

※ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な商品名を記入してください。

※この表記は、原産地証明書の Field4 : Description of good(s) に反映されます。

※関税分類番号(HSコード)は、輸入時のものを使用してください。また、**2007年1月1日に改正された統一システム**の番号を記入してください。

(1) 原産品判定を行う輸出産品のHSコード及び英文名称を入力してください。

HSコード(6桁)

080810

原産品判定対象の輸出産品名(英文)

APPLE

産品の英語名
を入力

■特惠基準(Preference criterion)

協定に基づき、輸出される産品が関税上の特惠待遇を得るためには、特惠基準のいずれかが少なくとも1つの要件を満たさなければなりません。

※特惠基準を選択してください。

(2) 原産品判定基準：原産品判定基準を下記から選んでください。

☒ WO

☐ PE

☐ 一般規則

☐ 品目別規則

特惠基準は**WO**を選択
すればいいんだね！

※協定によってはAと書かれている場合もあり
※生鮮果実・野菜の場合

特惠基準を
選択

(3) (2) の「一般規則」

☐ 1

☐ 2

☐ 3

☐ 4

付加価値基準(LVC)

関税番号変更基準(CC/CTH/CTSH)

加工工程基準(SP)

付加価値基準(LVC) + 関税番号変更基準(CTH)

WOの場合ここは
考えなくてもOK！



第三部：例題 第三者証明制度における手続き

STEP4 原産地証明書の取得＜4-3判定依頼＞



次に、農林産品に係る生産証明書 を添付しましょう！



（判定依頼者記入欄）
判定受付番号等
※ 判定を受ける農産物の名称と栽培地が明記されていること。

2021年 7月 15日

農林産品に係る生産証明書

（住所）青森県黒川市リンゴ町1-1
氏名 山あもりんご 印

產品について、下記のとおりであることを証明します。

1. 農林産物の種類：リンゴ
（注）農林産物の一般的な名称を記載してください。
2. 収穫地（都道府県名）：青森県
3. 生産者
□当方（本表右側の氏名欄に記載の者）
□仕入先（別添の一般表に記載の者）
□仕入先（青森県内で栽培・収穫を行う当該農協組合員の農業者（4.の記録を保存））
4. その他
認定生産者並びに生産者の所在地及び栽培地、並びに収穫地が特定できる取引等の記録について、特定原産地証明書の発給の日から5年間（ただし、日付ルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定を利用する場合は3年間）は保存するとともに、締結国等の権限ある当局、経済産業大臣又は指定税関機関の求めに応じて提供することと約束します。
（注）生産証明書の作成者が「販売し業者等」の場合のみ、上記を記載してください。
（注）上記の「販売し業者等」は、生産者から直接業務・購入した者に限ります。
- （注）利用する認定制度決定の原産地情報（個別原産地情報）に合致していることを確認します。特に、日インド経済連携協定については、品目別情報において「中国産」に付与されている場合、かつ、新協定に使用する全ての材料が協定締結国において完全に得られるものであること。」と定められている商品は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。

（4）典拠書類を選択してください

管理番号	10	カテゴリ選択	11	ファイル選択
1		その他	ファイルを選択	生産証明書.pdf
2			ファイルを選択	選択されていません
3			ファイルを選択	選択されていません
4			ファイルを選択	選択されていません
5			ファイルを選択	選択されていません

☐ メール・FAX等で資料を提出します。

従来通りメール・FAXにて提出する場合は、こちらにチェックを入れてください。

2020年4月6日以降の判定依頼分については、発給システム上で保存書類をアップロードすることができるようになりました。

ファイル形式はPDFのみとなりますのでご注意ください。

次ページにアップロード手順書のURLを掲載しておりますので、ご参照ください。

参考：生産証明書のアップロード方法

特定原産地証明書発給システムでの原産品判定依頼における

ファイルアップロード機能について

(判定依頼者向け)

2020年3月31日
(2020年4月6日更新)
日本商工会議所 国際部

本資料は、第一種特定原産地証明書発給システムにおける原産品判定依頼時に「特定原産品であることを明らかにする資料」(以下、典拠書類)の提出を行うための機能(以下、「ファイルアップロード機能」)について、機能の概要やシステムの操作手順を説明する資料です。

判定依頼者におかれては、資料の提出方法として、従来のFAXやEメールによる資料提出に加え、ファイルアップロードにより資料提出が可能となります(本機能の利用を希望しない場合は、FAXやメールにて資料提出を行うことも可能です)。

目次

1. ファイルアップロード機能の概要 (利用前にお読みください)	2
2. ファイルアップロード手順	4
(1) 新規ファイルアップロード	4
(2) アップロードしたファイルの削除 (受理・承認後は不可)	7
(3) アップロードしたファイルの差し替え (受理・承認後は不可)	9
3. その他の仕様	11
(1) 通信欄	11
(2) 削除・差し替えの制限 (審査者によるロック)	11
(3) 複写機能との関係 (典拠書類は複写されません)	11

生産証明書をアップロードする方法については、日商が公開している手順書をご参照ください！



参考

特定原産地証明書発給システムでの原産品判定依頼におけるファイルアップロード機能について (判定依頼者向け)

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/2003upload_manual.pdf

第三部：例題 第三者証明制度における手続き

参考：生産証明書の提出方法

【判定依頼者向けご連絡】全ての原産品判定における資料提出について
(2019年3月11日開始)

2019年3月1日
日本商工会議所

今般、経済産業省より、法律施行規則第四条の二第4項・5項に基づき、全ての原産品判定審査について「特定原産品であることを明らかにする資料」として対比表や計算ワークシート等の提出を受けたうえで審査を実施するよう、指導がありました。これまで、対比表や計算ワークシート等の資料は判定事務所が必要に応じて提出を求めることとしておりましたが、近年、特定原産品でなかったにもかかわらず特定原産地証明書が発給される事案が増えていることから、同省より指導があったものです。

つきましては、2019年3月11日（月）以降に申請していただく全ての原産品判定依頼について、対比表や計算ワークシート等の資料をご提出いただきたく、ご協力のほどお願い申し上げます。判定事務所では原産品判定依頼および前記資料の提出をもって審査を開始いたします。資料の提出がない場合は、該当の判定依頼は「保留」状態となります。

日本商工会議所では書類の**全件チェック**を行っています。

生産証明書の提出が無い場合は判定依頼は「保留」状態となりますのでご注意ください。

判定依頼先の商工会議所の**受付方法に合わせ送付**します。



参考

【判定依頼者向けご連絡】全ての原産品判定における資料提出について（2019年3月11日開始）

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/190301hant_eishiryo.pdf

2. 事務所別の資料提出方法および提出資料のひな形

- ・ [東京事務所](#)
- ・ [横浜事務所](#)
- ・ [浜松事務所](#)
- ・ [名古屋事務所](#)
- ・ [京都事務所](#)
- ・ [大阪事務所](#)
- ・ [福岡事務所](#)
- ・ [北九州事務所](#)

第三部：例題 第三者証明制度における手続き

参考：東京事務所の例（アップロード以外）

原産品判定における立証資料の提出について (東京事務所からのご案内)

2021年1月5日
日本商工会議所 東京事務所

東京事務所での原産品判定資料提出についてご案内いたします。

<提出方法>

立証資料の提出方法は、以下のいずれかとなります。

①申請画面にアップロードする（pdf形式のみ）

アップロードの手順は、以下のリンクよりマニュアルをご確認ください。

[特定原産地証明書発給システムでの原産品判定依頼におけるファイルアップロード機能について](#)

※立証資料は産品毎（原産品判定申請毎）に分けて作成し、各申請画面にてそれぞれアップロードしてください。

②FAXにて送信する

送信先：03-6372-1689

2021年1月5日よりFAX番号が変わっています。

（旧FAX番号は2020年12月25日15:30を以て不通となっております。）

※提出資料の右上に判定受付番号を必ず明記してください。

判定受付番号の記載がない資料は、FAXを送信していただいても受付できないことがあります。

※発給システムにて原産品判定を申請されましたら、**直ちに資料をご提出ください。申請日を含め3営業日以内に**資料が到着していない場合には、**申請の状態を「保留」と**させていただきます。

※FAXでの送信枚数が概ね30枚を超えるような場合には、郵送でのご提出をお願いします。

輸送中の紛失や、資料未着に関する責任は負いかねます。必ず、追跡できる郵送手段をご利用ください。

郵送先：〒110-0015

台東区東上野 4-8-1 TIXTOWER UENO 3 階

日本商工会議所 東京事務所 原産品判定担当 宛

2021年1月5日より事務所を移転しております。

（旧事務所の営業は2021年12月25日を以て終了しております）

東京事務所では、FAXによる提出も可能です。※ただし、FAXが30枚を超える場合は郵送

原産品判定の申請を行ってから3営業日以内に提出がない場合は、申請状態が「保留」とされますので、判定依頼の後はすぐに根拠書類をFAXしましょう。



参考

原産品判定における立証資料の提出について
(東京事務所からのご案内)

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/tokyo_teshutsu.pdf

※提出の仕方は、判定事務所によって異なりますのでご注意ください。

第三部：例題 第三者証明制度における手続き

STEP4 原産地証明書の取得＜4-3判定依頼＞

■その他の事項

※該当するものがない場合は、「無」を選択してください。

(5)判定基準の際、使用した原産品判定の規定を下記から選んでください。

☐ 無	以下の規定を使用しない
☐ 1	僅少(DMI) (協定第3章第28条)
☐ 2	累積(ACU) (協定第3章第29条)
☐ 3	同一の又は交換可能な材料 (協定第3章第35条)

WOを選択した場合、
ここは自動的に＜無＞
が選択されるんだね！

※本件に関するご担当者・判定審査完了のメール送信希望の有無などをご確認ください。

■本件に関するご担当者

本件に関する ご担当者	◎	氏 名：半角	輸出 太郎
	◎	電話番号：半角	03-5219-8777
		FAX番号：半角	03-5219-8793
		E-mail：半角	

自動で表示

判定審査完了メールを希望する場合は、
[E-mail]欄に送信先のメールアドレス
を入力してください。

■判定審査完了のメール送信希望の有無

12

E-mail送信希望	☒ 希望する ☐ 希望しない	E-mail：半角	y-taro@tk-trading.co.jp ※メインメニューで初期値を設定できます。
------------	--	-----------	---

本データは、原産品判定以外の目的で使用するのではなく、他に公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定は3年間)、発給機関に保存されます。

最後に内容を確認したら、判定依頼のボタンをクリックします。
問題なければ、原則3営業日で承認されます！

13

キャンセル

保 存

判定依頼



STEP4 原産地証明書の取得 <4-4発給申請>

第一種特定原産地証明書発給システム

ご利用者	判定依頼中	0件	発給申請中	0件
	判定手続中	0件	発給手続中	0件
	誓約書申請	0件	交付準備完了	0件

※ 08月03日 09時38分現在の【住本 直也】様の状況です。

企業	判定依頼中	0件	発給申請中	0件
	判定手続中	0件	発給手続中	0件
	誓約書申請	0件	交付準備完了	0件

※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは【0件】件です。

原産品判定

原産品判定依頼書入力

原産品同意通知書入力

原産品利用状況

1

発給申請

発給申請書入力

原産品同意通知書照会

引換書・受領書印刷

「発給申請書入力」→「新規入力」
の順でボタンをクリックします！

企業情報

企業情報の変更(サイ)

有効期限の更新(期)

メール送信設定

パスワード変更

発給申請書一覧
メニューに戻る

発給受付番号		状態	発給申請 ▼	産品情報	HSコード ▼
申請日 ※	~	申請者名 (部分一致)			
証明書番号 (完全一致)		輸入者名 (部分一致)			
協定	▼	発給事務所	▼	1頁表示件数	20 ▼

※ 申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例：2008年5月1日→20080501)
 ※ 二桁の発給受付番号の大きい順に表示されます。過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

2

新規入力

TSV形式で新規入力

戻る



■STEP4 原産地証明書の取得＜4-4発給申請＞

メニューに戻る

発給申請書入力

キャンセル 保 存 発給申請

発給申請書

日本商工会議所 御中

[注意事項](#)

1. 当社／私は、標記発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。
2. 当社／私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間（日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定は3年間）保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
3. 当社／私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。
 - ①当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
 - ②当該第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
 - ③当該第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと

3

以上の事項のとおり誓約し、発給申請書を記入します。

※発給申請する協定名、証明書の発給事務所を選択してください。

協定	日ベトナム協定 ▼
発給事務所	東京事務所 ▼

発給事務所の一覧は、44ページをご参照ください！

ここでは、
協定と発給事務所を選択するぞ。

第三部：例題 第三者証明制度における手続き

STEP4 原産地証明書の取得 <4-4発給申請>

■発給申請者

第一種特定原産地証明書の発給申請は、原産地判定依頼により原産地として判定された製品の輸出者が行うことができます。発給申請者が当該製品の判定依頼者ではない場合は、予め当該製品の判定依頼者から同意通知を受けてください。

※発給申請者の情報を記入してください。

英文社名および英文所在地は、証明書に印字されます。

発給申請者	◎	和文氏名	輸出 太郎
	◎	英文氏名	Taro Yushutu
	◎	企業登録番号	A111111111
	◎	和文社名(屋号)	株式会社東京共同商事
	◎	英文社名	Tokyo Kyodo Trading Co., Ltd
		和文役職：全角	
		英文役職：半角	
		電話番号：半角	03-5219-8777
		FAX番号：半角	03-5219-8793
		E-mail：半角	
	◎	郵便番号	〒 100- 0005
	◎	和文所在地	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号国際ビル9階
	◎	英文所在地	9th Floor, Kokusai BLDG. 3-1-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-0005, JAPAN

[発給申請者] の項目は
自動入力されているよ！

次に、**輸入者情報** を入力しましょう！

■輸入者又は荷受人のフルネーム、所在地等

※輸入者(輸入申告者)又は荷受人の名称、所在地等を記入してください。

英文所在地にあらかじめ表示している国名の表記は一例です。正式国名に変更しても構いません。

英文社名および所在地は、証明書に印字されます。

英文社名は半角英数字、半角記号70字以内、英文所在地は半角英数字、半角記号260字以内で入力してください。

英文社名
を入力

輸 入 者	4 ◎	英文社名：半角	VIETNAM FRUITS TRADING CO., LTD.
	◎	英文所在地：半角 (国名入力必須) ※カンマ(,)の後には スペースを入れて ください。	20th Floor, Food Tower, Fruits Street, Apple District, Ho Chi Minh, VIETNAM
		電話番号：半角	
		FAX番号：半角	

英文所在地
を入力

第三部：例題 第三者証明制度における手続き

■STEP4 原産地証明の取得＜4-4発給申請＞



次に、**輸送手段**を入力しましょう！

ここでは、**船積日（予定日）**が入力必須なんだね。



■輸送手段

※船積日（船荷証券または航空貨物運送状の日付）を記入してください。

船積（予定）日は必ず記入してください。

積込地、経由地および仕向地並びに便名（船名またはフライトナンバー）について分かる範囲で記入してください。

原産地証明書が遡及して発給される場合には、船積日、積込地、便名は必ず記入してください。

遡及して発給される場合は、欄8に“Issued Retroactively”と印字されます。

証明書に記載しない項目は、右端のチェックボックスをはずしてください（ただし、遡及して発給される場合の船積日は、チェックの有無にかかわらず証明書に記載されます）。

積込地、経由地、仕向地は半角英数字、半角記号30字以内、便名は半角英数字、半角記号50字以内で記入してください。

協定に基づき、ベトナムに輸出される産品が関税上の特惠待遇を得るためには、協定第31条の直接積送に適合するものでなければなりません。

証明書
に
記載
する

5 Means of Transport and route	◎	船積日（予定日）	2021 年 7 月 16 日	☒
		積込地：英文	Tokyo	☒
		経由地：英文 (ベトナム・日本以外)		☒
		仕向地：英文	Ho Chi Minh	☒
		便 名：英文	TKAO888	☒

船積日
（予定日）
を入力

第三部：例題 第三者証明制度における手続き

STEP4 原産地証明書の取得 <4-4発給申請>



■ 第三国

※ 第三国
英文名

第三国
インボイスの
発行者

[第三国インボイスの発行者]欄は、
今回該当しないため未入力で構いません。

英文所在地：半角
(ベトナム・日本以外)

■ 原産品名・数量・インボイス番号など

※ 原産品判定番号が正しいか今一度確認してください。
特に複数の生産者から、同一原産品名の同意通知を受けている場合、TSV取り込みや複写
ください。

6

産品情報入力・修正／削除 このボタンを押して入力して下さい



<産品情報入力・修正／削除>
ボタンをクリックし、産品情報入力
画面で必要事項（数量・単位・
インボイス番号、インボイス日付）
を入力していきましょう！

原産品判定番号を入力
すると黄色網掛け部分は
自動入力されるんだ！



入力できたら、
<登録> → <戻る>

7

産品情報入力

※ 産品ごとに、原産品判定番号、数量または重量(半角英数字、半角記号15字以内、単位は10字以内)、
インボイス番号(半角英数字、半角記号25字以内)及び日付を記入し登録ボタンをクリックしてください。(入力されると一覧に反映)
原産品一覧選択ボタンをクリックして産品を選択するか、原産品判定番号が分かる場合は直接数字を入力してTABキーを押してください。

原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス及びHSコードに相当する品名と実質的に同一となるよう記入してください。
ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な商品名を記入してください。(半角英数字、半角記号500字以内)

インボイス日付欄の日付は、発給申請日以前である必要があります。インボイスは輸入のために発行されたものである必要があります。

① 第三国においてインボイスが発行された場合、第三国インボイスの番号及び日付を記入してください。
② 第三国インボイスの番号が不明の場合は、日本の輸出者の発行によるインボイス番号及び日付を記入してください。
第三国においてインボイスが発行された場合、証明書に第三国インボイス発行者に関する情報(英文名称、英文所在地)の記入が必要となります。

産品情報入力画面から発給申請書入力画面にお戻りいただき、産品情報入力ボタンの上の「第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行者」欄に記入してください。

原産品判定番号		原産品名	数 量	単 位
原産品一覧選択 1234567890 (直接入力)		APPLE	3000	CS
HSコード	企業登録番号	原産地証明書に印字される原産品名	同意有効期限	インボイス番号
080810	A11111111	APPLE		Tokyo-1111
				インボイス日付 2021 年 7 月 15 日

登録 削除 戻る

■STEP4 原産地証明書の取得 <4-4発給申請>



次に、**包装数量・形態**を入力しましょう！

■荷印および荷物番号／包装数量および包装形態

※ケースマーク(荷印・荷物番号)を記入してください。(半角英数字、半角記号300文字以内)

入力がない場合は「N/A」が印字されます。

※荷姿(包装数量・形態)を記入してください。(半角英数字、半角記号150文字以内) 必須入力です。

8 産品に係る情報	Marks and numbers (荷印・荷物番号)	
	Number and kind of package (包装数量・形態)	3000 CS



ケースマーク(荷印・荷物番号)とは、
輸出する貨物の外装に刷り込む記号や番号のことだね。
この項目は入力必須項目ではないので、入力しなくてもOK!

■STEP4 原産地証明書の取得＜4-4発給申請＞

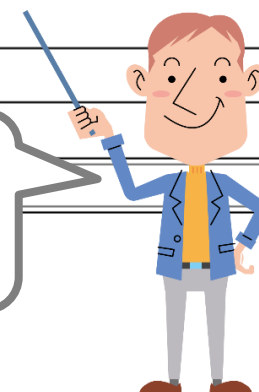


次に、手数料納付方法を入力しましょう！

■本件に関するご担当者

本件に関する ご担当者	◎	氏 名：全角	輸出 太郎
	◎	電話番号：半角	00-0000-0000
		FAX番号：半角	
		E-mail：半角	

「本件に関するご担当者」欄は自動で入力されるんだね。



■手数料納付・証明書の交付方法

※希望する手数料の納付方法、証明書の交付方法を選択してください。

銀行振込／クレジット決済の場合の証明書の交付は、ご入金（決済）の確認後になります。

なお、クレジットはオンライン決済のみ（窓口不可）です。

手数料納付方法	☐ 現金	交付(受取)方法	☐ 窓	☐ □
	☒ 銀行振込／クレジット決済		☒ 郵	☐ 送

9

■STEP4 原産地証明書の取得 <4-4発給申請>



最後に、交付準備完了メールを希望する場合は、
[E-mail]欄に送信先のメールアドレスを入力しましょう！

■ 交付準備完了後のメール送信希望の有無

※手数料納付方法が振込の場合は、手数料金額の確定後にもメールを送信します。

E-mail送信 希望	☒ 希望する	E-mail：半 角	y-taro@tk-trading.co.jp
	☐ 希望しない		※メインメニューで初期値を設定できます。

10

本データは証明書の発給以外の目的で使用するのではなく、ほかに公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間（日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定は3年間）、発給機関に保存されます。

ご入力いただいた文字数が多い場合、改行の関係（印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その単語は次の行へ印字します）で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容をご確認ください（商品名、Marks and numbers 欄は、特にご注意ください）。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れることで調整することができます。

保存をすると証明書イメージがご覧いただけます。

キャンセル

保 存

発給申請

<発給申請> ボタンをクリックしたら、
発給申請の手続き完了だ！！

問題なければ、原則2営業日で発給されます！



輸入国側より、輸出した産品が原産品であるかどうか、
確認の問合せがくる可能性もありますので、
原産品であることを示す証拠書類は保存しておいて下さいね！

(判定依頼者) 県	(判定依頼者記入欄) 判定受付番号等: ※完全な登録機関からの申請があれば登録機関に記入し 2021年 7月 15日 農林産品に係る生産証明書 住所 青森県黒川市リンゴ町1-1 氏名 森あおりんご 印
産品について、下記のとおりであることを証明します。	
農林産品に係る 生産証明書	
4. その他 生産者等並びに生産者の所在地及び栽培地、並びに収穫地が特定できる取り得る記録に基づき、特定産地証明書の発給の記録から5年以内（ただし、日本農林規格、日本AP協定、日本AP協定及び海外産地特定化プロジェクト協定を利用する場合は3年間）は保存するとともに、栽培履歴の解読が容易、経済産業大臣又は指定方法機関の求めに応じて提供することを約束します。 (注) 生産証明書の作成費が「販売用農書等」の場合のみ、上記を公費課すこと。 (注) 上記の「販売用農書等」は、生産者から直接購買・購入した者に限ります。 (注) 利用する経路が認定産地・認定産地（個別産地・産地）に合致していることを確認します。特に、日本AP協定・認定産地については、品質別規格において「産地」において栽培し、かつ、製造・加工に使用する全ての材料が当該規格において完全に得られるものであること。」と定められている産地は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。	

[illegible]

Invoice

Packing List

船積書類
の写し

BL

■ Q & A



生鮮食品は、鮮度が命。
できるだけ早く手続きをしたいのですが
どうしたらよいでしょうか？



色々な手を打つことができますので、順に紹介しますね！

A 1：自己証明制度を使う

A 4：GI制度を活用する

A 2：企業登録を先に済ませておく

A 5：発給申請を船積み前にする

A 3：過去に取得済の判定承認を利用する

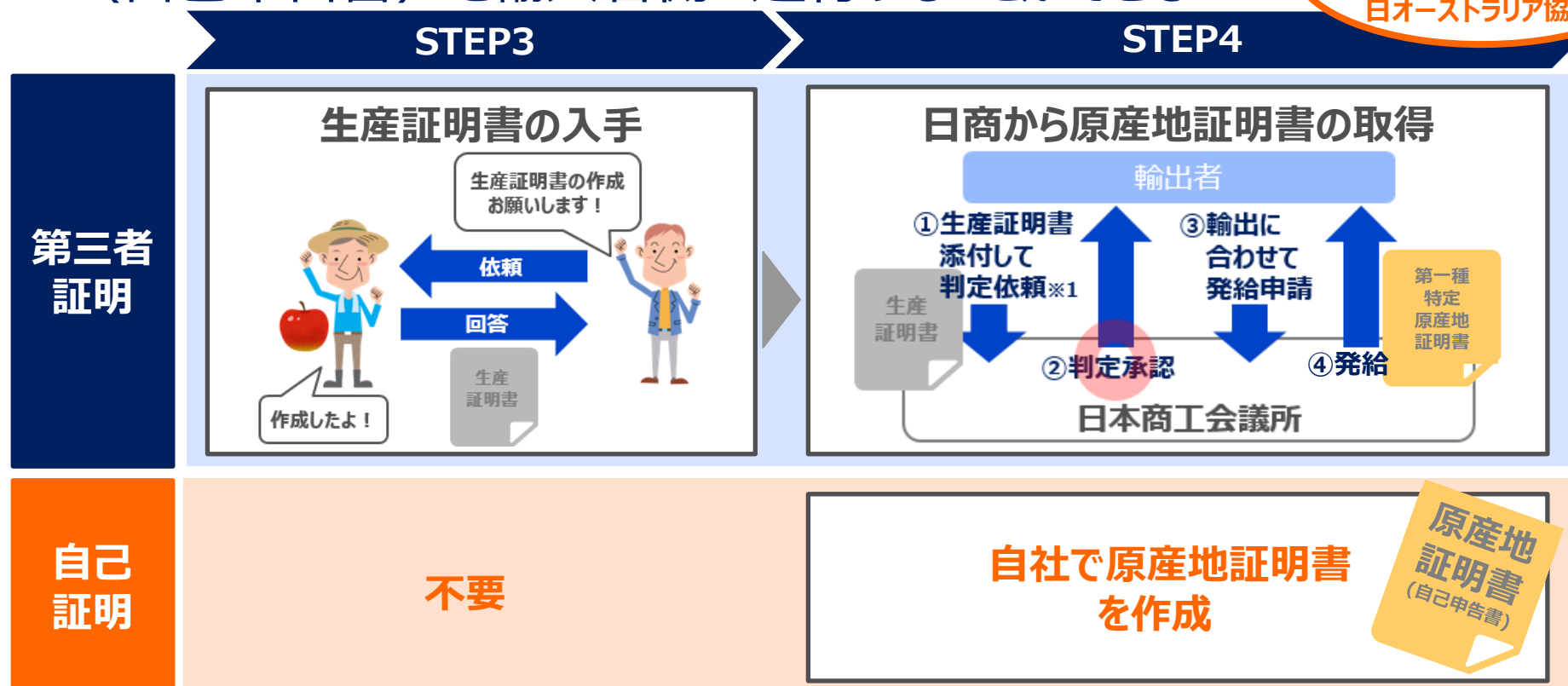
A 6：認定輸出者の認定を受ける

Q：できるだけ早く手続きをするにはどうすればいいですか？

A1：自己証明制度を利用する

自己証明制度では、生産証明書の入手、日商手続きが不要
そのため、第三者証明制度よりも早く、原産地証明書
（自己申告書）を輸入者側に送付することができる

採用協定：
CPTPP、日EU協定、
日英協定、日米貿易協定、
日オーストラリア協定



※各協定で採用されている証明制度の詳細は P 14をご参照ください。

Q：できるだけ早く手続きをするにはどうすればいいですか？

A2：日商システムへの企業登録を先に済ませておく

日商システムを利用するにあたり必要となる企業登録には、

原則7営業日ほど時間がかかる

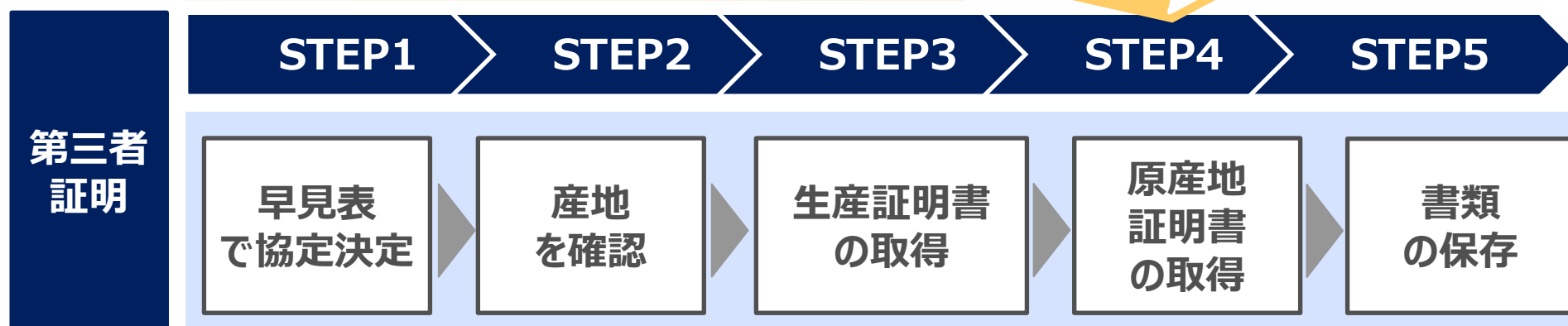
企業登録を先に済ませておくことで、生産証明書入手後すぐに
第一種特定原産地証明書の取得手続きを進められるようになり
時間短縮できる

並行して
進めておく

－ 初めて日商手続きをする場合 －

STEP4に入るまでに日商システムへの企業登録

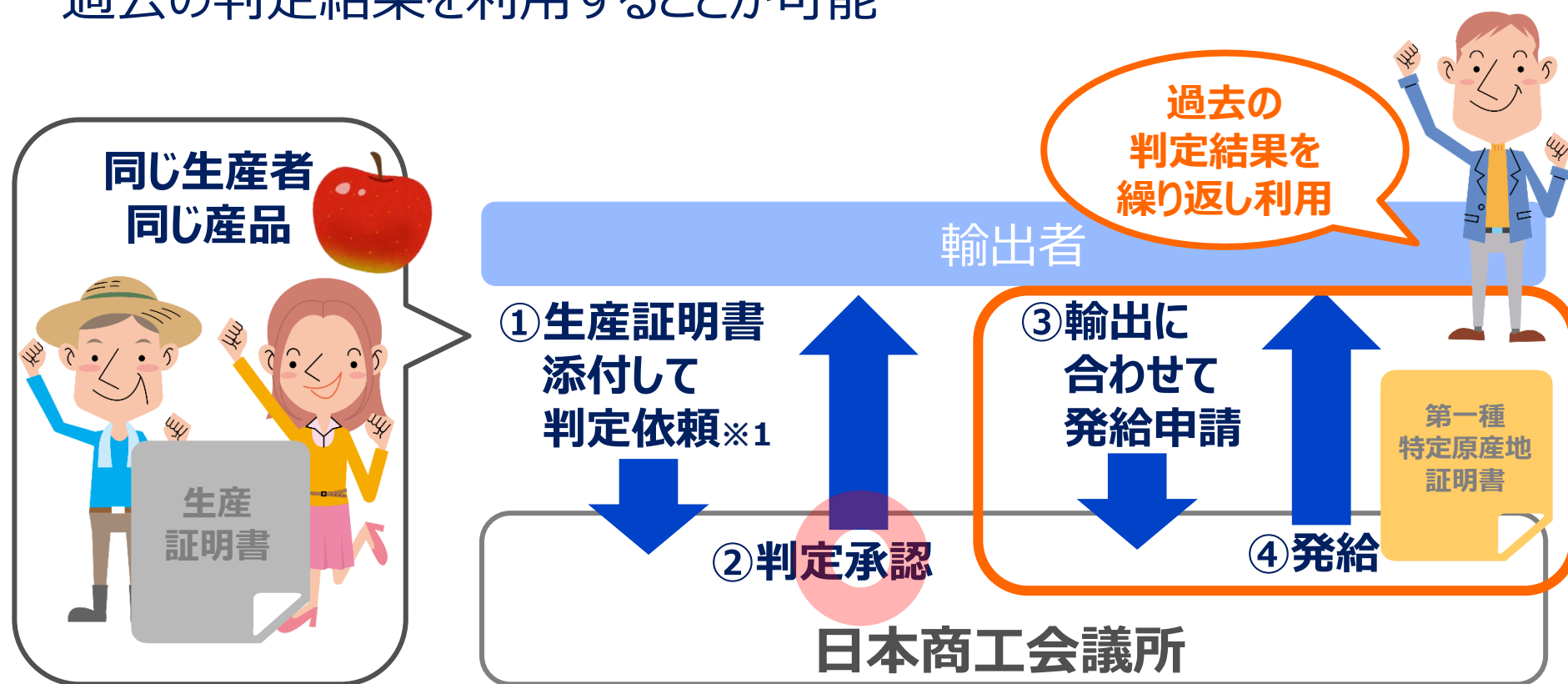
第一種
特定原産地
証明書



Q：できるだけ早く手続きをするにはどうすればいいですか？

A3：過去に取得済の判定結果を利用する

過去に判定依頼をして承認された産品（同じ生産者から仕入れた同じ産品）については、再度判定依頼をする必要はなく、過去の判定結果を利用することが可能



Q：できるだけ早く手続きをするにはどうすればいいですか？

A4：GI制度を活用する

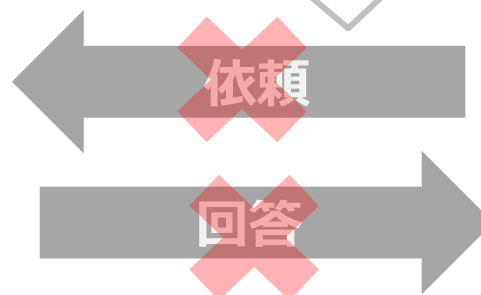
GI産品を輸出する場合は、原産品であることを明らかにする資料として、生産証明書の提出に代えて、**GI登録名称の記載された契約書、仕入書、伝票等の写しと所定の様式（説明書）**を提出することにより、原産品判定の手続きを簡素化できる

生産証明書は不要なのね！
手続きが簡単ね！



私の自慢のGI産品、
いっぱい輸出してください！

生産証明書の作成
お願いします！



輸出者側だけで書類の準備が
できるから、時短になるな！



卸売市場で買い付けた場合は生産証明書の取得が
難しかったけれど、この制度を使えばEPA活用できそうだ！

<参考> そもそもGI保護制度とは？ GI=Geographical Indication

地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在しています。これらの産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し、保護する制度が「地理的表示保護制度」です。

<ブランド価値を持った食材を、認め、守りながら、世界に広める取組み>と考えることもできます。



EPA手続きにおけるGI活用のポイント

対象産品かどうかは農水省のサイトから確認できます！
説明書の様式もこちらのサイトから確認！

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/gi.html

①対象産品か確認

簡素化の対象となるGI産品については、「**地理的表示(GI)保護制度を活用して原産品判定依頼を行うことができる産品一覧**」に掲載された産品のみ！GI産品全てが簡素化の対象とはならないので注意。対象となるGI産品は、随時更新されますので、手続きを行う際には最新版を確認しましょう。

②所定の様式の説明書を準備

「**地理的表示(GI)に基づく原産品としての説明書（様式）**」を作成します。
原産品判定依頼時には、この説明書と、GI登録名称の記載された納品書、仕入書、伝票等の写しを提出します。

＜参考＞EPA利用手続きの簡素化対象となるGI産品

EPA利用手続の簡素化対象となるGI産品

令和3年
6月2日現在

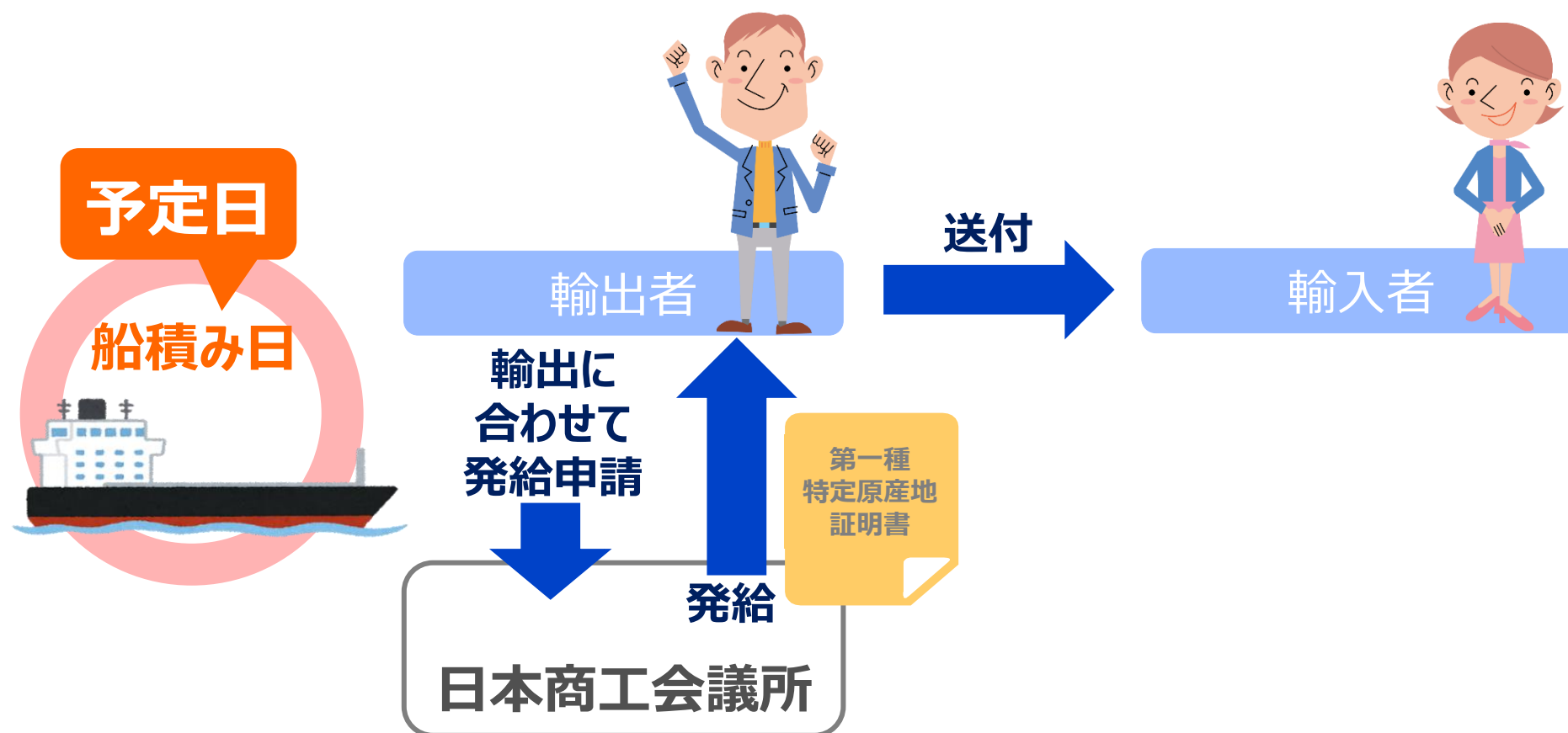
番号	登録名称	番号	登録名称	番号	登録名称	番号	登録名称	番号	登録名称	番号	登録名称
1	あおもりカシス	21	十勝川西長いも	40	美東ごぼう	61	対州そば	80	大栄西瓜	96	物部ゆず
2	但馬牛	23	十三湖産大和しじみ	42	木頭ゆず	62	山形セルリー	81	津南の雪下になじん	97	福山のくわい
3	神戸ビーフ	24	連島ごぼう	43	上庄さといも	63	南郷トマト	82	善通寺産四角スイカ	98	富山干柿
4	夕張メロン	25	特産松阪牛	46	桜島小みかん	64	ヤマダイかんしょ	83	比婆牛	99	山形ラ・フランス
5	八女伝統本玉露	26	米沢牛	47	岩手野田村荒海ホタテ	66	岩手木炭	84	豊島タチウオ	100	徳地やまのいも
6	江戸崎かぼちゃ	28	前沢牛	48	奥飛騨山一村寒干し大根	67	くまもとあか牛	85	伊吹そば	101	網走湖産しじみ貝
8	くまもと県産い草	29	くろさき茶豆	50	堂上蜂屋柿	68	二子さといも	86	今金男しゃく	102	えらぶゆり
11	鳥取砂丘らっきょう ふくべ砂丘らっきょう	30	東根さくらんぼ	51	ひばり野オクラ	70	大山ブロッコリー	87	東出雲のまる畑ほし柿	103	西浦みかん寿太郎
13	市田柿	31	みやぎサーモン	52	小川原湖産大和しじみ	71	奥久慈しゃも	88	田浦銀太刀	104	河北せり
14	吉川ナス	32	大館とんぶり	53	入善ジャンボ西瓜	72	こおげ花御所柿	89	大野あさり	105	清水森ナンバ
15	谷田部ねぎ	33	大分かぼす	54	香川小原紅早生みかん	73	浄法寺漆	90	大鰐温泉もやし	106	甲子柿
16	山内かぶら	34	すんき	55	宮崎牛	74	菊池水田ごぼう	91	三瓶そば	108	わかやま布引だいこん
17	加賀丸いも	35	新里ねぎ	57	辺塚だいたい	75	つるたスチューベン	92	檜山海参	109	大口れんこん
18	三島馬鈴薯	36	田子の浦しらす	58	鹿児島黒牛	76	小笹うるい	93	大竹いちじく		
19	下関ふく	37	万願寺甘とう	59	水戸の柔甘ねぎ	77	東京しゃも	94	八代特産晩白柚		
20	能登志賀ころ柿	38	飯沼栗	60	松館しほり大根	78	佐用もち大豆	95	八代生姜		

出典：https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/attach/pdf/gi-4.pdf

Q：できるだけ早く手続きをするにはどうすればいいですか？

A5：発給申請を船積み前にする

発給申請の手続きは船積み前に行うことも可能
発給申請時に入力する船積み日は予定日の情報でも問題ない



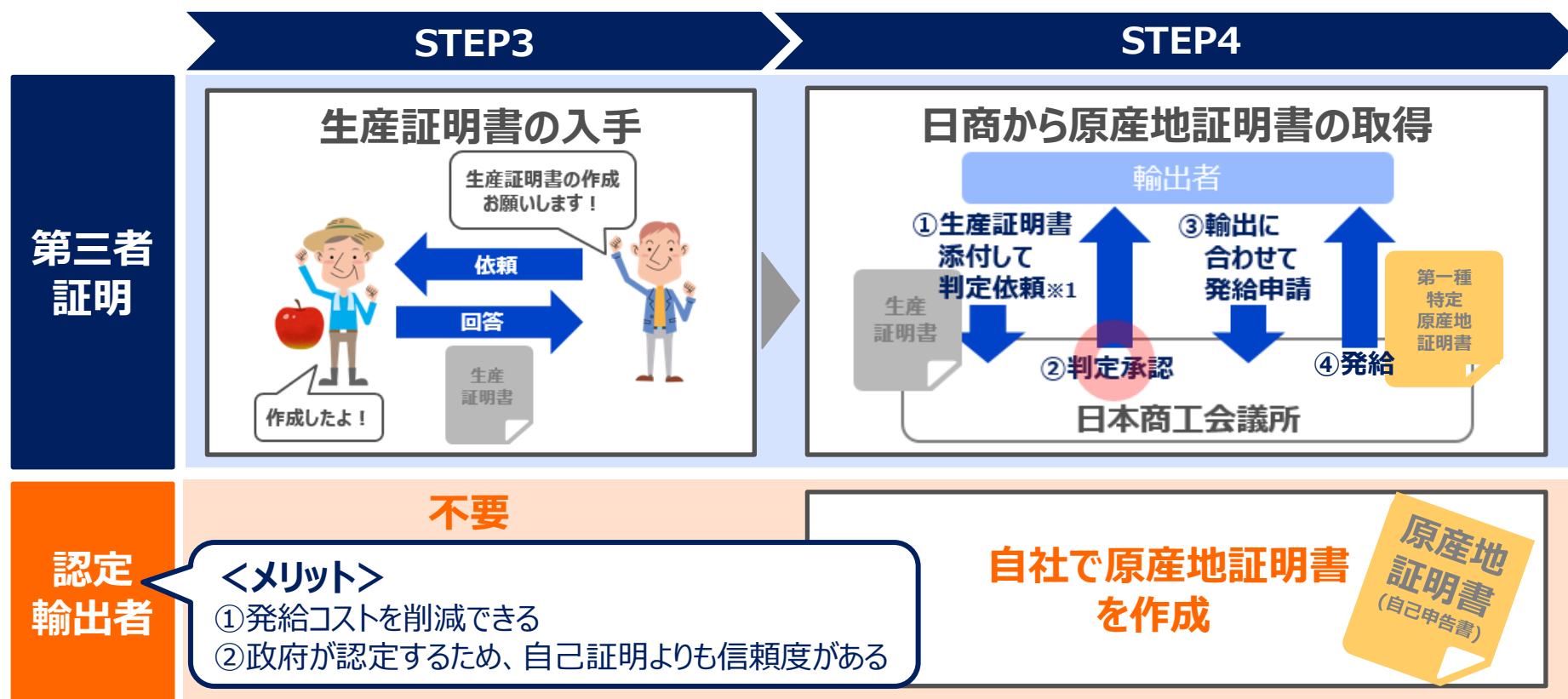
Q：できるだけ早く手続きをするにはどうすればいいですか？

A6：認定輸出者の認定を受ける

輸出者は自ら原産地証明書の作成ができるため、
日商での手続きよりも早く対応できる

※例えば、市場で仕入れたリンゴをその日のうちに航空便で発送する場合などに利用できる。

採用協定：
日メキシコ協定
日スイス協定
日ペルー協定
RCEP（未発効）



■ Q & A



手続きに手間取って、**原産地証明書の取得が間に合わない場合**も出てくるかと思います。
その場合は、どうしたらよいのでしょうか？



いくつか手を打つことができますので、順に紹介しますね！

A1：（船積み間に合わなかったら） 遡及申請をする

A2：（輸入通関に間に合わなかったら） 還付制度を確認する

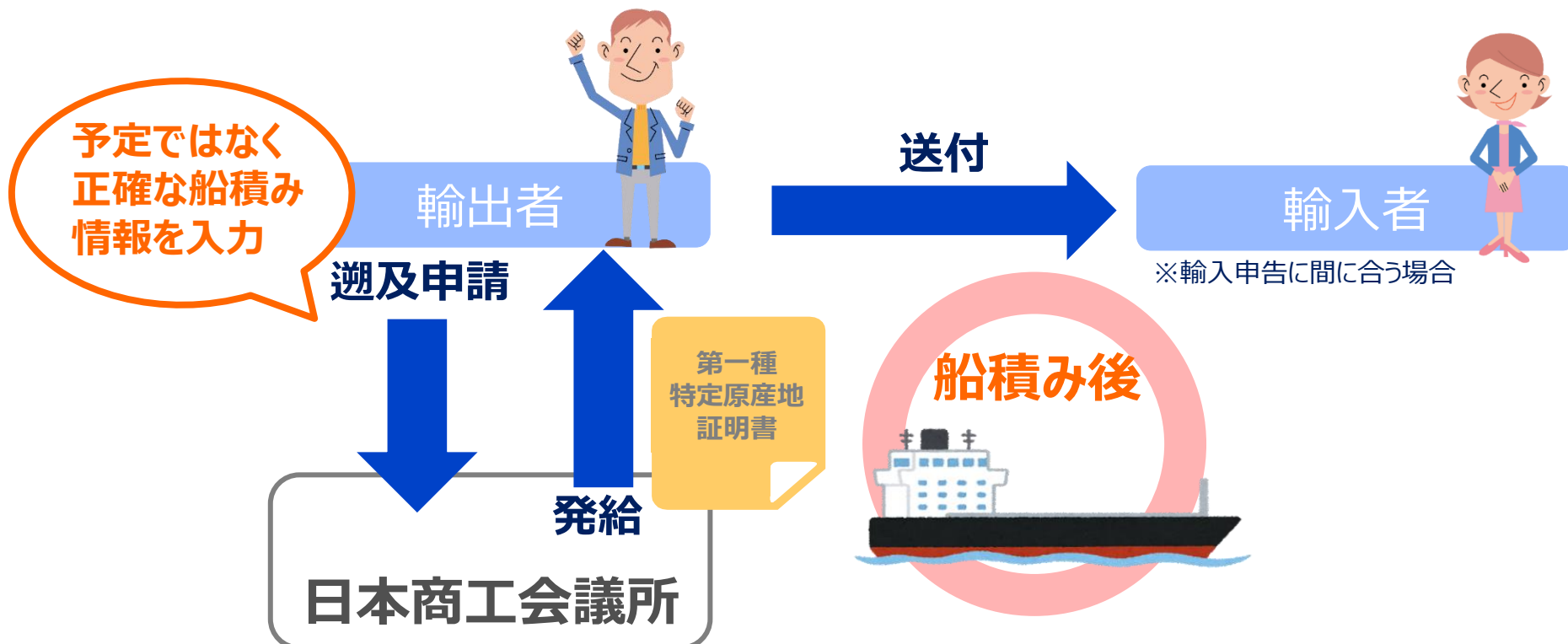
Q：原産地証明書が間に合わなかったらどうすればいいですか？

A1：（船積み間に合わなかったら）遡及申請をする

発給申請は、原則、船積みまでに行うこととなっている

しかし、船積み後でも、発給手続きを行うことができる（遡及申請）

※遡及申請ができる期間は協定によって異なるので、各地の日本商工会議所へお問合せください。

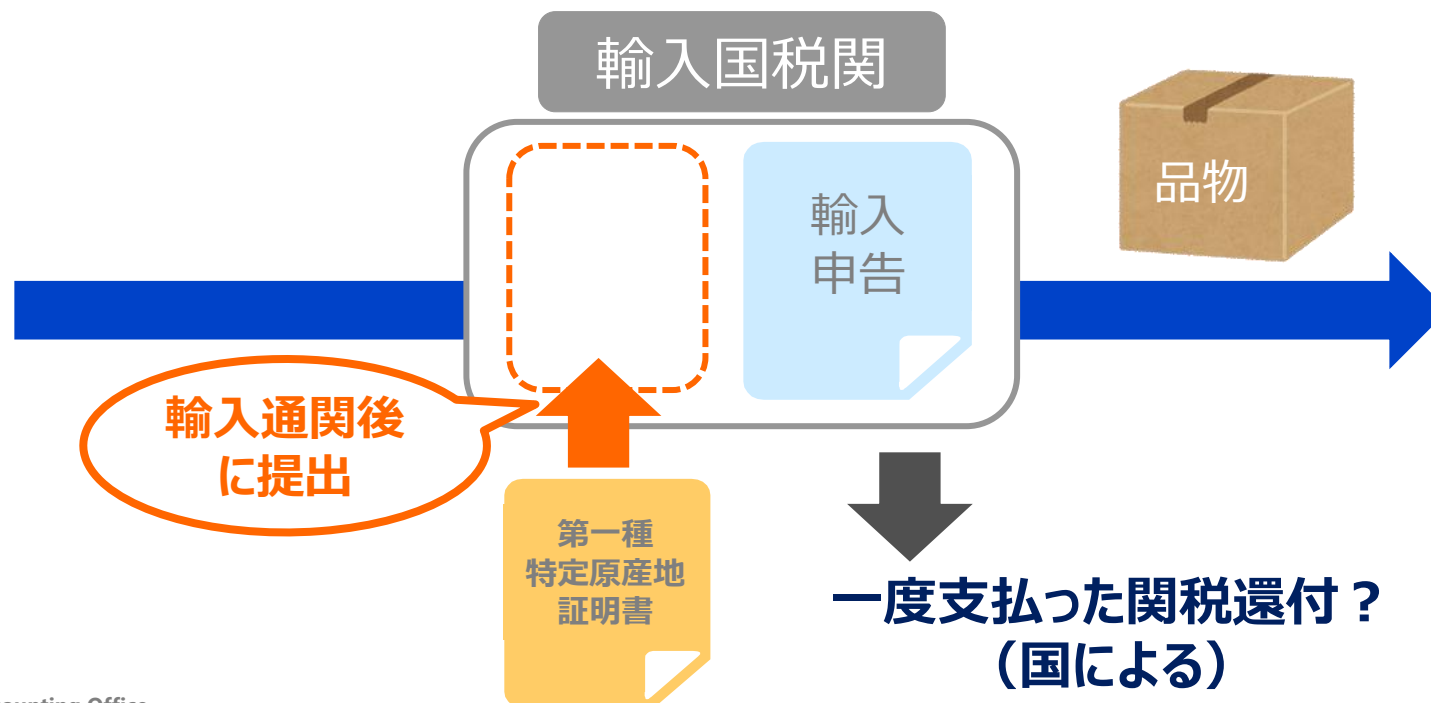


Q：原産地証明書が間に合わなかったらどうすればいいですか？

A2：（輸入通関に間に合わなかったら）還付制度を確認する

輸入通関時に原産地証明書が間に合わなかった場合でも、
遡及申請を行い、原産地証明書を提出することでEPAを
適用できる可能性はある

※一度支払った関税の還付を受けられるかどうかは、輸入国の国内法によるため、
輸入国側にご確認ください



第一部**EPAとは？****第二部****EPAを適用するための手続き**

－ 休憩時間 5分

第三部**例題：第三者証明制度における手続き**

主人公が、初めてEPAに挑戦するストーリーに沿って実演！

－ 休憩時間 10分

**第四部****例題：自己証明制度における手続き**

主人公が、自己証明制度に挑戦するストーリーに沿って実演！

第一部**EPAとは？****第二部****EPAを適用するための手続き**

－ 休憩時間 5分

第三部**例題：第三者証明制度における手続き**

主人公が、初めてEPAに挑戦するストーリーに沿って実演！

－ 休憩時間 10分

第四部**例題：自己証明制度における手続き**

主人公が、自己証明制度に挑戦するストーリーに沿って実演！

■STEP0 復習！第三者証明制度との違いは？

取得時間や取得コストの削減のためにも、
自己証明制度での手続きにチャレンジしてみたいです！



日商での手続きは必要ありません！



それでは、自己申告制度の手続きを一緒に進めていきましょう。

第三者証明制度との違いは、

- ★生産者から「農林産品に係る生産証明書」を取得する必要が無い
- ★原産地証明書（自己申告書）は自分で作成 という点でしたね！

STEP1 早見表で協定決定



農林水産省が公開しているEPA関税率早見表を見てみましょう！
https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html

地域	国名	協定名	使用する HS コード	第三者証明 (商工会議所)	自己申告 (自己証明)	認定輸出者	りんご(生鮮)		
							0808.10		
							MFN税率	EPA税率	PSR
アジア	ベトナム	日ベトナム	HS2007	○			8.0%	無税	CC
アジア	ベトナム	日アセアン (AJCEP)	HS2002	○			8.0%	2.5%	CC
アジア	ベトナム	CPTPP	HS2012	○			8.0%	無税	CC

自己証明制度は＜CPTPP＞が選択肢としてあるんだな！
EPAを使えば無税になるようだし、今回は＜CPTPP＞で挑戦してみよう！



STEP2 産地を確認



第三者証明制度の時と基本的には同じです！

出荷伝票

納品日：2021.07.15
東京共同商事 様

伝票番号 1234567

納品者：JAあおもりんご
青森県果物市リンゴ町1-1

明細

No.	品名	数量	金額
1	青森県産 リンゴ	3箱	*****
生産者：林 五郎 果物市リンゴ町2-2 (TEL:017-111-2222)			

契約書、仕入書、伝票などで
確認すればよかったな！

出荷伝票で、
☑ 生産者名：林 五郎
☑ 生産者の所在地・連絡先：果物市リンゴ町2-2(TEL:017-111-2222)
☑ 収穫地：青森県
と確認できました！



■STEP3 生産証明書の取得



自己証明制度では、生産証明書の取得は必要ありません！

証明制度

第三者証明制度

自己証明制度

証明
の主体

日商（＝第三者）

自社

生産
証明書



原産品と認めるには、
生産証明書がないとNG！

生産
証明書



契約書、仕入書、伝票などで
産地の確認は取れているから
OK！

第四部：例題 自己証明制度における手続き

STEP4 原産地証明書の作成



協定によって、原産地証明書（自己申告書）の記載方法が異なります。

農林水産省のEPA利用早わかりサイトに、
各協定の《自己申告記載様式・要領》が掲載されているので、
まずはそこを確認しましょう！

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html

<自己申告記載様式・要領>

日オーストラリアEPA

自己申告書様式(WORD・16KB) [▼](#)

自己申告記載要領(財務省HPより、外部リンク、P41～48が該当)：「自己申告書」の提出の手引き(PDF・1.100KB) [▼](#)

日オーストラリアEPA(財務省HPより、外部リンク)：<https://www.customs.go.jp/roo/information/australia.htm> [▼](#)

日オーストラリアEPAは、自己申告書に記載すべき事項を定めています。輸出者・生産者が自己申告書を作成します。

CPTPP

自己申告書様式(WORD・22KB) [▼](#)

自己申告記載要領(財務省HPより、外部リンク)：https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html

CPTPP(財務省HPより、外部リンク)：https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html

CPTPPは、自己申告書に記載すべき事項を定めています。輸出者・生産者が自己申告書を作成します。

日EU・EPA

自己申告書(WORD・19KB) [▼](#)

欧州連合HP(外部リンク)：<https://ec.europa.eu/customs-cooperation-mutual-administrative>

日EU・EPA(財務省HPより、外部リンク)：https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html

日EU・EPAは、輸出者・生産者が自己申告書を作成します。

日米貿易協定

米通関・国境検問所(U.S. Customs and Border Protection)より、外部リンク)：<https://www.customs.gov/origin>

日米貿易協定(財務省HPより、外部リンク)：https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html

日英EPA

自己申告書(WORD・16KB) [▼](#)

英政府HP(外部リンク)：<https://www.gov.uk/origin>

日英EPA(財務省HPより、外部リンク)：https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html

日英EPAは、輸出者・生産者が自己申告書を作成します。

Certification of Origin (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)			
1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address (This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter is unknown.)			
2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address (This field can be left blank if exporter and producer is the same company or person. If there are multiple producers, state "Various" or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain confidential may state "Available upon request by the importing authorities.")			
3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address (This field can be left blank if importer is unknown.)			
4. Description of goods • Description of goods(s) • Invoice number(s) (in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.)	5. HS tariff classification number (6 digit, HS2012) of goods	6. Origin criterion (WTO, FTA, PSR) and Other (De Minimis, Accumulation), if applicable	
1			
7. Blanket Period (If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months)			
8. Other (any other applicable origin criterion or other indication)			
9. Certification I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.			
Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document: ☐ Importer ☐ Exporter ☐ Producer			
Date: _____			
Name: _____ (Signature or Stamp)			

うわ、なんだか難しそう。。



項目を一つ一つ確認しながら一緒に記入していきましょう！
慣れてしまえば、日商の手続きがない分、
原産地証明書取得と比較し時間がかからず対応できますよ！

STEP4 原産地証明書の作成ーCPTPP記載事項ー



記載事項が決まっています！
記載事項が網羅できていないと、
証明書が無効となるので注意！

輸出者の情報

氏名または名称、住所（国名を含む）、
電話番号、電子メールアドレス
※生産者が原産地証明書を作成した場合
で、輸出者が特定できない場合は不要。
※輸出者の住所は、締約国内の産品が輸
出された場所とする。

輸入者の情報

氏名または名称、住所（国名を含む）、
電話番号、電子メールアドレス
※輸入者の住所は締約国内

対象産品の品名

※品名は対象産品を表すのに十分な形で
記載
※1回限りの原産地証明書の場合、
インボイス番号は原則記載

宣誓文

※宣誓文の内容は次ページ参照

証明者は誰か

輸出者、生産者、または輸入者のうちだれ
が原産地証明書を作成したか

Certification of Origin (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)			
1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address (This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter is unknown.)			
2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address (This field can be left blank if exporter and producer is the same company or person. If there are multiple producers, state "Various" or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain confidential may state "Available upon request by the importing authorities.)")			
3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address (This field can be left blank if importer is unknown.)			
4. Description of goods	5. HS tariff classification number	6. Origin criterion	
No. Description of goods(s) • Invoice number(s) (in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.)	(6 digit, HS2012) of goods	(WO, PE, PSR), and Other (De Minimis, Accumulation), if applicable	
7. Blanket Period (If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months)			
8. Other (any other applicable origin criterion or other indication)			
9. Certification I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.			
Date _____			
Name _____			
Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document: ☐ Importer ☐ Exporter ☐ Producer			

対象産品のHSコード6桁

生産者の情報

氏名または名称、住所（国名を含む）、
電話番号、電子メールアドレス
※生産者が複数いる場合は"various"と
記載、あるいは生産者の一覧を添付。
※生産者を秘匿したい場合
は、"Available upon request by the
importing authorities"と記載可能。
※生産者の住所は、締約国内の産品が生
産された場所とする。

原産性の基準

生鮮果実・野菜の場合は、WO と記載。

対象期間

同一産品の複数回の輸送を対象とする
場合、その期間を記載。
原則、12箇月が限度。

証明者の署名、日付

STEP4 原産地証明書の作成ーCPTPP記載事項ー

Certification of Origin

(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address (This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter is unknown.)			
2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address (This field can be left blank if exporter and producer is the same company or person. If there are multiple producers, state "Various" or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain confidential may state "Available upon request by the importing authorities.)			
3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address (This field can be left blank if importer is unknown.)			
No.	4. Description of goods • Description of good(s) • Invoice number(s) (in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.)	5. HS tariff classification number (6 digit, HS2012) of goods	6. Origin criterion (WCO, PE, PSR) and Other (De Minimis, Accumulation), if applicable
7. Blanket Period (If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months)			
8. Other (any other applicable origin criterion or other indication)			

9. Certification

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

Date _____

Name _____

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:

☐ Importer ☐ Exporter ☐ Producer

宣誓文の内容はこの通りです！

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

私は、この文書に記載する産品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、または確認のための訪問中に利用可能なものとするに同意する。



STEP4 原産地証明書の作成ーCPTPP記載事項ー

それでは一緒に記入していきましょう！



Certification of Origin

(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address (This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter is unknown.)			
2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address (This field can be left blank if exporter and producer is the same company or person. If there are multiple producers, state "Various" or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain confidential may state "Available upon request by the importing authorities.")			
3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address (This field can be left blank if importer is unknown.)			
4. Description of goods • Description of good(s) • Invoice number(s) (in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.)	5. HS tariff classification number (6 digit, HS2012) of goods	6. Origin criterion (WO, PE, PSR); and Other (De Minimis, Accumulation), if applicable	
7. Blanket Period (If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months)			
8. Other (any other applicable origin criterion or other indication)			

1 輸出者情報

1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address
(This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter is unknown.)

Tokyo Kyodo Trading Co., Ltd
9th Floor, Kokusai BLDG. 3-1-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo,
100-0005, JAPAN
TEL: +81-3-5219-8777 e-mail address: y-taro@tk-trading.co.jp

2 生産者情報

2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address
(This field can be left blank if exporter and producer is the same company or person. If there are multiple producers, state "Various" or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain confidential may state "Available upon request by the importing authorities.")

Goro Rin
2-2 Apple, Fruits city, Aomori, 038-5678, JAPAN
TEL: +81-17-111-2222
e-mail address: r-goro@apple-farm.co.jp

3 輸入者情報

3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address
(This field can be left blank if importer is unknown.)

VIETNAM FRUITS TRADING CO., LTD
20th Floor, Food Tower, Fruits Street, Apple District, Ho Chi Minh,
VIETNAM
TEL: +84-11-222-3333 e-mail address: apple@vf-trading.com

9. Certification

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

Date _____

Name _____

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:

☐ Importer ☐ Exporter ☐ Producer

STEP4 原産地証明書の作成ーCPTPP記載事項ー



一つ一つ確認して記入していったら、
そんなに難しくなかったぞ！
これならボクにもできそうだ！

Certification of Origin

(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address (This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter is unknown.)			
2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address (This field can be left blank if exporter and producer is the same company or person. If there are multiple producers, state "Various" or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain confidential may state so upon request by the importing authorities.)			
3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address (This field can be left blank if importer is unknown.)			
4. Description of goods • Description of good(s) • Invoice number(s) (in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.)	5. HS tariff classification number (6 digit, HS2012) of goods	6. Origin criterion (WO, PE, PSR); and Other (De Minimis, Accumulation), if applicable	
7. Blanket Period (If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months)			
8. Other (any other applicable origin criterion or other indication)			
9. Certification I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification. Date _____ Name _____ Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document: ☐ Importer ☒ Exporter ☐ Producer			

4

対象製品の品名、インボイス番号

4. Description of goods
• Description of good(s)
• Invoice number(s) (in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.)

Apple
Invoice number: Tokyo-1111

5

HSコード6桁

5. HS tariff classification number
(6 digit, HS2012) of goods

0808.10

6

原産地基準

6. Origin criterion
(WO, PE, PSR); and Other (De Minimis, Accumulation), if applicable

WO

7

証明者選択・証明者の署名・日付

Date September 15, 2021

Name Tokyo Kyodo Trading Co., Ltd

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:

☐ Importer ☒ Exporter ☐ Producer



※協定上では「正規の署名」と記載されており、詳細なルールについては言及されておりません。税関の資料では「サインかスタンプ」といった記載になっております。（「自己申告制度」利用の手引き～CPTPP～ P.43、45より） https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_tpp.pdf
各国の運用に関しては、輸入者を通じて各国の輸入国税関へご確認の程よろしくお願いします。

＜参考＞一日オーストラリアEPA記載事項ー

輸出者又は生産者の詳細

氏名又は名称、住所

対象製品の概要

品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付、積送される貨物を確認するための情報

その他

※該当する場合には、第三国の仕入書の仕様について記述

証明者は誰か

輸出者、生産者、または輸入者のうちだれが原産地証明書を作成したか

Origin Certification Document (Australia-Japan Economic Partnership Agreement)			
1. Exporter's or Producer's Name and Address			
No.	2. Description of goods Description of good(s) including number and kind of packages; marks and numbers on packages; weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m ³ , etc.); invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment.	3. Harmonized System tariff classification number (HS 6 digit) of goods	4. Preference criteria (WTO, EPA, FTA, etc.) (if applicable)
5. Other (any other applicable origin criteria or other indication)			
☐ Nonparty origin			
6. Certification I, the undersigned, declare that the good(s) described in Box 2 meet(s) all the relevant requirements of Chapter 5 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic Partnership and is/are (an) originating good(s) under the Agreement.			
Date			
Name (signature or stamp)			
Address			
Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document: ☐ Importer ☐ Exporter ☐ Producer			

記載事項が決まっています！
記載事項が網羅できていないと、
証明書が無効となるので注意！

対象製品のHSコード6桁

原産性の基準

生鮮果実・野菜の場合は、WO と記載。

証明者の署名、日付



<参考> ー日EU/日英EPA 原産地に関する申告文ー



日EU EPA、日英EPAは、輸出者、生産者が原産地証明書（自己申告書）を作成する場合、仕入書など商業上の書類※上に自己申告文を記載する必要があります！

※仕入書、プロフォームインボイス、船積書類（パッキングリスト、デリバリーノート等）が該当します

申告適用期間

原産地申告が同一の製品に関する複数回の輸送のために使用される場合に、12箇月を超えない範囲で記載。1回のみ適用する場合は、期間の記載は不要。

(Period: from to (1))

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No. (2)) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin (3).

製品の原産地

原産性の基準

生鮮果実・野菜の場合は、A と記載
※A＝第 3.2 条第 1 項 (a) で言及する産品（すなわち完全生産品）

(Origin criteria used (4))

(Place and date (5))

場所及び日付

当該情報が（申告文を記載する）文書自体に含まれる場合は省略可。

輸出者参照番号

日本の輸出者の場合は、日本の法人番号。法人番号を有しない場合は空欄で良い。

輸出者の氏名又は名称

（活字体によるもの）

手書きの署名や押印は不要。

記載文言が決まっているんだね！
この定型文に従って、申告文を作成すればいいのか！



STEP5 書類の保存



輸入国側より、輸出した製品が原産品であるかどうか、
確認の問合せがくる可能性もありますので、
原産品であることを示す証拠書類は保存
しておいて下さいね！

出荷伝票

納品日：2021.07.15
東京共同商事 様

伝票番号 1234567

納品者：JAあおもりんご
青森県果物市リンゴ町1-1

明細		金額
No.		
1	生産	***

**生産場所の
確認書類**

Certification of Origin
(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address
(This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter is unknown.)

2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address
(This field can be left blank if exporter and producer is the same company or person. If there are multiple producers, state "Various" or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain confidential may state "Available upon request by the importing authorities. ")

3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address
(This field can be left blank if importer is unknown.)

**原産地証明書
(自己申告書)
の写し**

4. Manner Period
(If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months)

5. Other (any other applicable origin criterion or other indication)

6. Certification
I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for providing such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

Date: _____

Name: _____
Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:
☐ Importer ☐ Exporter ☐ Producer

Invoice

Packing List

**船積書類の
写し**

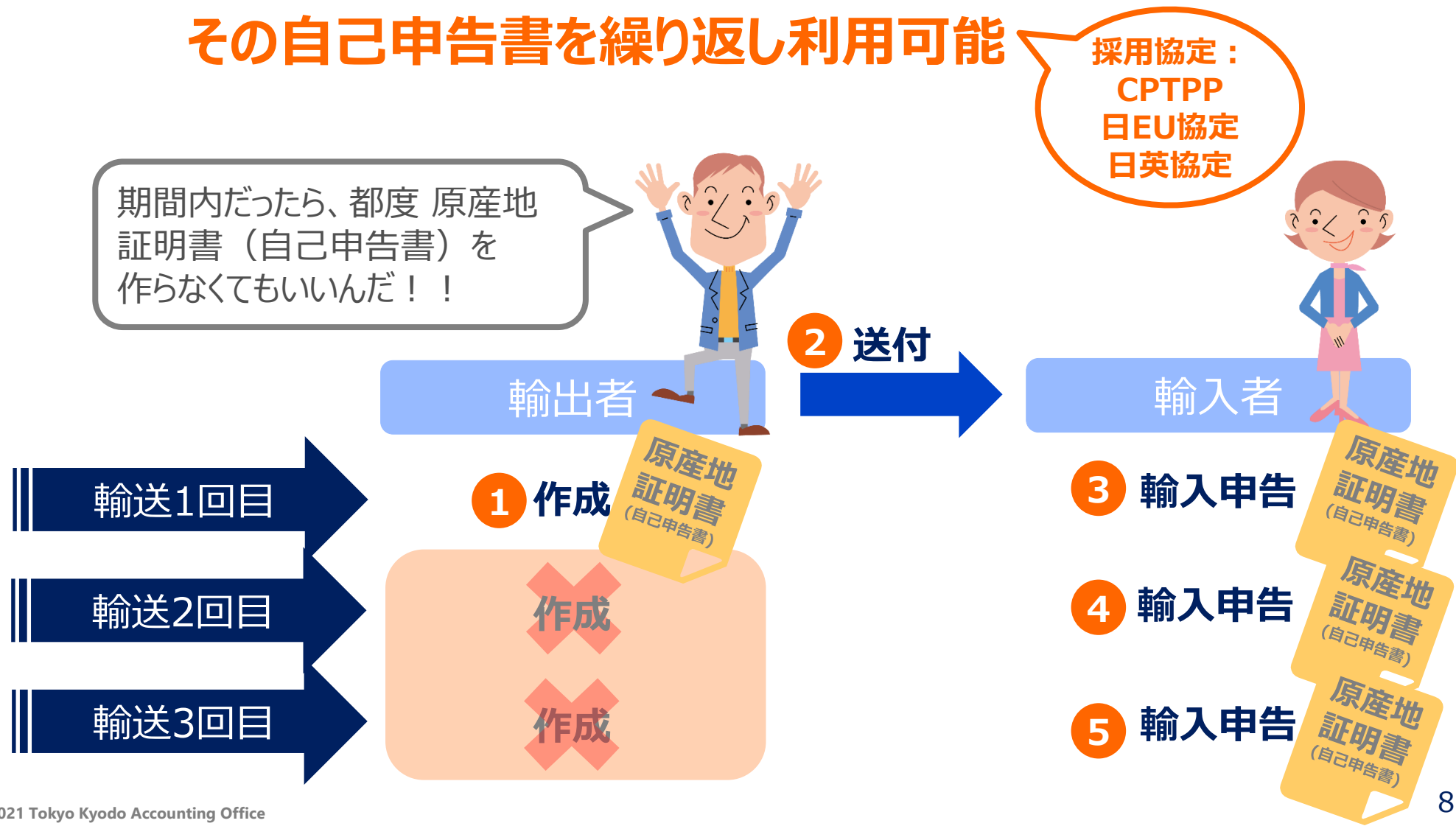
BL

CPTPPの書類保存期限は5年でしたよね。
この3点の書類をセットにして保存しておきます！



Q：できるだけ早く手続きをするにはどうすればいいですか？

A：原産地証明書（自己申告書）に記載した期間内であれば、その自己申告書を繰り返し利用可能



Q：できるだけ早く手続きをするにはどうすればいいですか？

**A：自己申告書に記載した期間内であれば、
その自己申告書を繰り返し利用可能**

採用協定：
CPTPP
日EU協定
日英協定

CPTPP

Certification of Origin
(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address
(This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter is unknown.)

2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address
(This field can be left blank if exporter and producer is the same company or person. If there are multiple producers, state "various" or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain confidential may state "Available upon request by the importing authorities. ")

3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address
(This field can be left blank if importer is unknown.)

4. Description of goods
No. • Description of goods ()
 • Harmonized System classification number ()
 • Accession number ()
 • Serial number ()
 • Single shipment of a good and if the number is known ()

5. Blanket Period
(If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months)

6. Other (any other applicable origin criteria) ()

7. Certification
I certify that the goods described in this document are originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume present upon request or to make oral certification.

Date _____
Name _____
Please tick a box to indicate who has completed this document.
() Exporter () Producer

<注意点>

対象期間を記載する場合は、
INVOICE番号は記載しない。

対象期間

同一製品の複数回の輸送を対象とする
場合、その期間を記載。
原則、12箇月が限度。

7. Blanket Period

(If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months)

日EU協定・日英協定

(Period: from to⁽¹⁾)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No.....⁽²⁾) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin⁽³⁾.

申告適用期間

原産地申告が同一の製品に関する複数回の輸送のために使用される場合に、12箇月を超えない範囲で記載。1回のみ適用する場合は、期間の記載は不要。

(Printed name of the exporter)

補足

Q：りんごジャムにEPAを使う場合はどうすればいいですか？



生鮮のりんごにEPAを使う場合の手続きとは異なる部分があるため注意が必要です。

原産品

=

- ①日本で生産
- ②原産品の基準をクリア
- ③根拠書類で立証

加工食品の原産性の立証においては、
「原産品の基準」が生鮮食品とは大きく異なります！

補足

Q：りんごジャムにEPAを使う場合はどうすればいいですか？

A 完全生産品

EPA締約国内で完全に生産・採取された産品

輸出品自体ないしすべての材料が
原産かどうかを検証する方法

B 原産材料のみから 生産される産品

すべての一次材料（二次材料除く）が
EPA締約国内の原産品である産品

使用した一次材料が原産かどうかを
検証する方法*

*使用した材料すべてを締約国内で完全に得られるものと品目別規則
において要求している場合を除く

C 非原産材料を使用 して生産される産品

非原産（EPAの原産地基準を満たしている根拠資料なし）材料を使ってもEPA締約国において「**実質的な製造・加工**」が行われ、協定の基準を満たした産品

* SPルール：非原産材料を用いて特定の加工工程が行われた場合に、
加工物に対して原産資格を付与するというルール。



Cだけは、材料が非原産材料であるため、
日本国内にて「実質的な製造・加工」を
行ったことを証明する必要があります。

関税分類変更基準（CTCルール）

付加価値基準（VAルール）

補足

Q：りんごジャムにEPAを使う場合はどうすればいいですか？

加工食品のEPA利用の詳しい手続きについて学びたい方は、こちらのワークショップにご参加頂くことをお勧めいたします。



登場人物紹介

タイド ウメシユラ ウリタイデス！
EPA ツカッテ カンゼイヤスクシタイデス。
ウチヤマサン、ヨロシクオネガイシマス！

輸入者
バトリックさん

輸出者
(内山物産側)
内山さん

主人公＝生産者
(株)東京共同酒造
営業部
梅田ウメ男くん

EPA？原産品判定？
さっぱりわかりません！誰か助けてください。

生産者の「ウメ男くん」になったつもりで、
タイへ輸出する梅酒が無事にEPAを利用できるよう挑戦してみよう！

EPAあるあるクイズ

では、ここで問題です！
梅酒はA～Cのどれに該当するでしょう？

A 完全生産品 B 原産材料のみ生産される産品

資料を作成してみよう！！

御社名：
ご担当者名：

CTCルール対比表の回答

作成日：2020年0月0日
資料作成者：(株)東京共同酒造
営業部 梅田ウメ男 印

利用協定：日タイ協定 仕向地：タイ
生産国：日本 生産場所：(株)東京共同酒造 和歌山工場 和歌山県梅田市梅町1000
適用原産地規則：関税分類変更基準（CTCルール）4桁変更（CTH）※第22.07項からの変更を除く

輸出産品		材料		
HS番号	産品名	HS番号	原材料名	原産/非原産
2208.70	梅酒 Plum Wine	0810.90	梅	非原産
		1701.99	砂糖	非原産
		2206.00	清酒	非原産
		2207.10	アルコール	非原産

EPA相談デスクのHPより
お申し込み可能です！
<https://epa-info.go.jp/workshop/>

■ 産品情報 ■

材料	生産国/ EPAの原産地基準 をクリアしている増産原料
梅	日本/ サプライヤーからモリス
砂糖	日本/ サプライヤーからモリス
清酒	日本/ サプライヤーからモリス
アルコール	中国/ー

輸出産品：梅酒
最終生産地：日本
タイへ輸出！

➤ 農水省設置のEPA利用相談窓口とEPA利用早わかりサイト



- ✓ EPAを利用したら**関税が下がるの**…？
- ✓ そもそも**原産地規則**ってなに…？
- ✓ 商品の**HSコード、税率がわからない**…
- ✓ どの協定を利用すれば**一番お得なのか**、わからない…

- ✓ 日本商工会議所での**判定依頼**がうまくいかない…
- ✓ 適切な書類を準備したのに、輸出先国の税関で**特惠税率が認められず、MFN税率を支払わされた**…※ etc.



どんな些細な疑問にもお答えいたします。
わからないことや困っていること等がありましたら、お気軽に
epariyousoudan@maff.go.jpにご連絡下さい。



EPA利用早わかりサイト
QRコード

又はEPAを利用するために必要な情報を簡単に
入手できる「[EPA利用早わかりサイト](#)」をご覧ください。

※詳しくは6月10日付農水省プレスリリース「[EPA利用相談窓口へのアクセスで問題解決（税関での超過支払いを是正）！](#)」をご覧ください。